国民と森林

1983年・秋季
第　6　号



国民森林会議



音は時をかけて

〈伊福部昭東京音大学長に聞く〉

北村暢（元林政審議会委員・国民森林会議会員）　先生の三年後輩ですが、畑違いでエライ者が出た－と学生時代から話題でしたが、林務官になられたのですか。

□林務官から音楽へ

伊福部　北海道庁の厚岸の森林事務所に六年ほどいました。その後北大の演習林に戻り卒論が木材の振動についてでしたから、楽器でもつくろうかと思って研究していたのですが、そのうち、飛行機に木をもっと使うため軍から呼び出され、科学研究員として強化木などの研究を林業試験場でしていました。

終戦と同時に研究が中止になり、病気で一年ほど倒れて休みました。月給六〇円くらいでウグイス餅が一コ一〇円という時代でした。東京にいる友人が同情して「映画なら食える」という話もあって上京しましたが、東京に入れず日光の友人の家を借りていました。その頃芸大学長の小宮豊隆先生が、ヨーロッパで私のオーケストラ曲を聞いておられ、「あの男はどうした」ということで呼び出され、「明日から教えろ」というわけで……。

北村　私は東京に二四年に出てきて、映画の字幕に先生の名前がでているのを見て感動しました。

伊福部　『銀嶺の果て』が初めての作品でした。そのうち映画の仕事も忙しくなり、国立大学の先生がこんなことをしてはまずいのでは、と思って辞表を出しました。芸大に六年はいましたか。芥川也寸志さんは第一回の教え子。黛敏郎さんは一級下でした。

北村　先生は、北海道生れで学校も林学ですから森林とのつき合いも古いのですが――。

伊福部　戦前、満州（中国・東北）を素材にした交響曲がないからぜひと現地からいわれて、現地に渡って『寒帯林』という管弦楽曲をつくりました。その時も「自分は森から離れられないのかな」と思ったものです。

この家も小さな庭ですが、庭師も大分長く入れていませんが、これはどんな枝も残しておきたいからです。木が少ないと、虫がいたり、雨が幹を伝って流れたりする情報の量も少く、子供の精神の発達にも問題があります。野原を町の中に残さないと…。今の遊び場はチンパンジーの飼育場で（笑い）知能の発達も片寄ります。

□落葉を楽しむ余裕

最近、日本では落葉一枚にも気にしますが、パリでは落葉を楽しみ歌にもなる。やはり文化人かなと思ったのですが、昔は日本でも落葉を掻く翁と媼が平和の象徴でした。最近は落ち葉にも抗議が来ます（笑い）。

精神文化に木は大切です。ショパンに『雨だれ』という曲がありますが、コンクリートに住む子供は雨だれがわからない。詩情がわ

いふくべ・あきら氏　北海道出身。北海道大学林学科卒。道庁勤務。学生時代に「新音楽連盟」をつくり活動。『日本狂詩曲』で一九三五年チェレプニン賞受賞。民族色濃い音楽の作曲を続け、戦後芸大で教鞭をとり、映画音楽にも『銀嶺の果て』『ゴジラ』などの傑作を送り続けた。東京音大学長。著書『管弦楽法（上・下）』（音楽之友社）など。八〇年春紫綬褒賞受賞。国民森林会議会員。六九歳。

かなくなっています。気づかぬところで、私たちは大変なものを失っているのではないか——と思います。現代音楽でも神を失って、土を踏むような生活感触がなくなりました。

北村　森林は幽玄で情緒的で音楽とも切っても切れないですね。

伊福部　そうです。しかも、弦楽器の大半は木製品です。例えばこのバイオリンでも上板のここはヒメコマツ、裏はメープル（楓）、カバ、黒檀と多くの種類で「木にもそんなに種類があるのか」といまの学生は驚きます。上板は、北斜面の陽の当らぬ場所で育った針葉樹で、風に揺られて弾力がでるのでしょうか、地上一～三㍍の北側の材を使います。これはルネッサンス・リュートですが、外国のものには「〇年に倒した〇〇家の応接間の木を使った」と銘が入っています。型はコンピューターでできても、時間はつくれません。バイオリンなどは一〇〇年、二〇〇年上手な人が弾きこんで音が良くなります。

北村　たしかに時間はつくれませんね。

伊福部　新聞で見ますと国有林も赤字ということで行革かなにかやるようですが、大きな資本が入ってきて、今まで地元で生きてきた人がどうなるか気がかりです。地球の砂漠化も心配なことです。林業は三〇年、四〇年結果がでるまでに時間がかかります。音も同じで、急いではろくなものはできません。人から、お前は森林をやっていたからのん気になったのだ——といわれますけど。

〈取材後談〉庭に都の天然保存木に指定されたクスノキを始め木々が天を覆い、「今回演奏の『バイオリンと管弦楽のための協奏風狂詩曲』は昭和二三年に作曲したものを二六年、三四年と二回にわたって改作」（朝日・1月17日付要旨）したことや、名著『管弦楽法』も上巻がでて一五年かけて下巻を出すなど、森林を育てるにも似た息の長い活動ぶりが心に残りました。

（文責・編集部）

目　次



季刊　国民と森林
No.6 1983年秋季

巻頭インタビュー　音に時をかけて
伊福部昭東京音大学長に聞く
写真　山村を歩く　上野村例会から

＜特集1＞　山村と担い手を考える …… 6
上野村での8月例会から …… 6
6月例会から …… 12
林業と山村農民／鈴木尚夫
山村の状況と担い手問題／宮口侗迪
＜特集2＞　自然保護と林業 …… 19
対談　鳥獣と森林は対立するか／朝日　稔　志村富寿 …19
鳥獣被害と森林／黒木三郎 …… 22
随想　山村からの小さな願い　真砂典明 …… 26
ブックレビュー
熱帯林の急減は地球環境問題であり
途上国の死活問題でもある　田中　茂…28
ルポ　小河家の五十年　編集部…30
切抜きジャーナル（4～6月） …… 36
会からのお知らせ …… 38
編集後記 …… 39

題字・隅谷三喜男会長
表紙写真・八木下　弘
カット・目次26㌻，39㌻・森前しげお

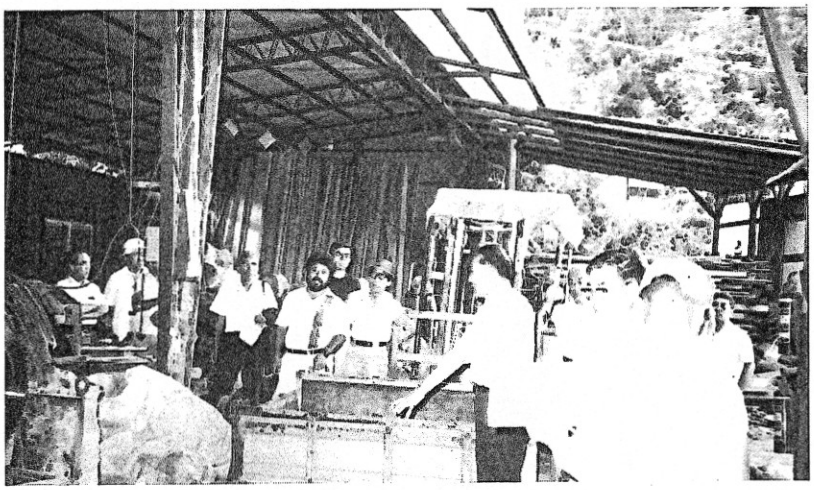
表紙のことば

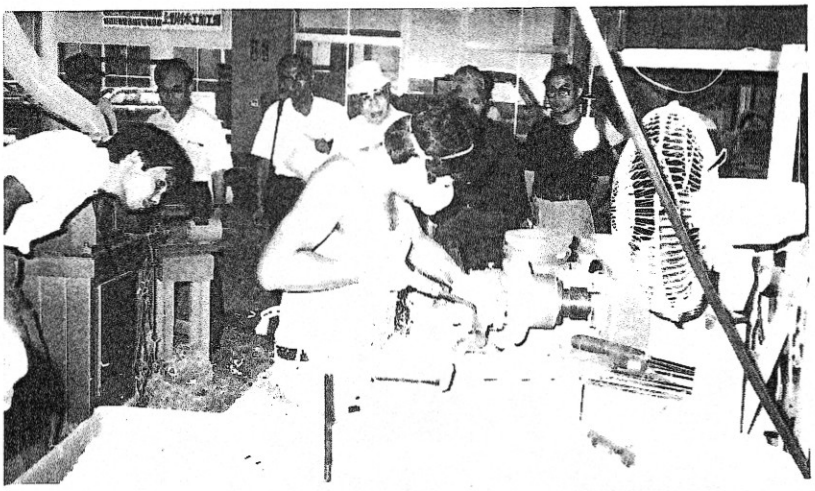
「日光の杉並木」

巨樹・古木が全国に点在するように、街道並木も日本のあちこちに散在する。だが昔の面影を残す所は少なくなった。淡路島国道松並木はその一番の例だろう。街道並木は時の権力者のためにつくられたと思われるが、それはそれとして、現在もっとも原型をとどめるのは日光の杉並木であろう。だがその杉並木も今は……。

上野村で例会

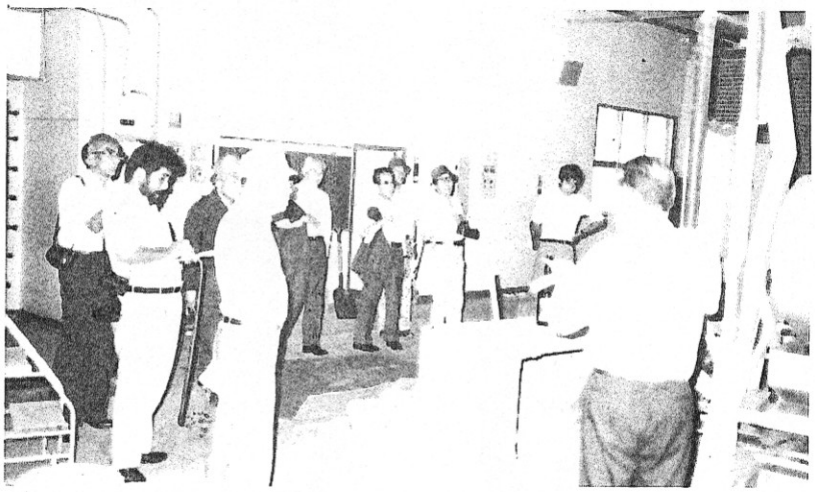


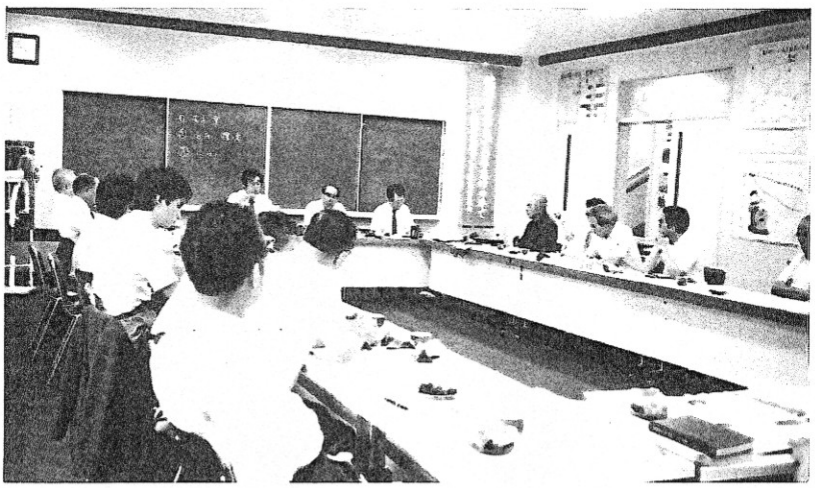




国民森林会議では、定点観測地の群馬県上野村で八月例会を開きました。一年間ほとんど毎月現地を訪ねた大野幹事を司会者としてテーマは「山村と担い手」。

右上＝スパー林道から林地を見る。中＝森林組合の製材工場で木工品の材料づくり。下＝林営の木工芸品工場。左上＝木工芸品工場の一隅につくられたキノコ養殖基づくり。中＝例会会場。





助言者





星野先生



伊東課長



生方参事

山村と担い手を考える（I）

――上野村での8月例会から――

本日は、大勢の方が御出席いただいて例会を開くことができて感謝をしています。私たちの会は、山村問題の専門家とか、一つの立場で森林の問題を主張するというのでなく、山に住んでいる人たち、都市に住んでいる人たち、それぞれから見た問題、日本全体から見た問題もあるという複雑な中で、どう整理したらいいか議論し合い、社会に向ってアピールし、さらにすすめば政策的提言もしていきたいと考えて活動しています。

昨日来より上野村に参り、村長さん始め村の方々に大変お世話をかけていることを感謝しています。本日の例会も、その意味で問題を深めていただきたいと思います。

（隅谷会長あいさつより）

……助言者……

星野貞一郎（群馬大学教育学部教授）
生方信雄（県企画部地域振興課参事）
伊東薫倶（上野村企画財政課長）
司会・大野盛雄（東京大学東洋文化研究所所長・会員）

大野　最初に、上野村を含めて林業労働の調査をしておられます、群馬大学の星野先生から、問題提起をお願いいたします。

生活保護なみの林業労働者

星野　私は専門が社会福祉ですので、そういう観点から林業労働者を考えるわけです。実は私、群馬県の林業会議委員をやっておりまして、黒沢村長さん等から、山で働く人たちがどんどん山を下りてしまい、それが過疎化に拍車をかけている、ということをお聞きしました。

山で生活できれば町へ出ていく必要はないのではないか。そこで、生活水準の比較をしてみますと、一般の六〇％程度が生活保護基準ですが、林業就労世帯の収入が生活保護基準の最低生活費に達していない世帯が二二・三％、その生活費の一割増世帯一四・六％、同二割増世帯二〇・四％、と約六割の人たちがボーダーライン層すれすれにいる。ただ、森林組合で働いている人の四割程度が兼業しておりますので、それで何とか食べていけるという人が大部分であるということがわかりました。これでは山から出て行ってしまうと考えたわけです。

では、今の若者は山仕事を全く嫌っているのかというと、そうでもない。高崎営林署で調べましたら、三名募集したところへ十三名応募してきたということです。国有林なら山仕事をしたいという。ですから、就労条件を改善したりして働く環境をつくってやれば、山に残ってくれるのではなかろうかと感じたわけです。以上、調査の印象を述べ、問題提起をさせていただきます。

黒沢丈夫（上野村長・会員）　いま先生がご説明くださったような民間の林業労働者の就労条件を、何としても改善しなければならない。少なくとも退職金や年金の面において、国有林で働いている人たちと同じ程度の待遇はしてやるべきだと考えまして、水消費税を出してもらい、交付税のかたちで使わせてもらってはどうか、ということを私は盛んに言っているんです。ところが、林業者の中においても私の話は少し荒っぽすぎるといわれてしまう。

環境庁はゴルフをやる人から協力金を五十円ずつ取るということを出されるという。環境庁のほうが林野庁よりよっぽど実行力があるし、言うべきことを言うと思うんです。政府の中において林野庁自身がもう少ししっかりしてもらう必要がある、という感じを私は持ちました。

萩野敏雄（大日本山林会常務理事・事務局長）　戦前は木材の伐採量、戦後は人工林率を最大のメルクマールにしてきたわけですが、それが限度にきたのに次は何かというのが林野庁には全くない。これからは人間を基本に林業の発達を考えるものさしを考えていく必要があるのではないかと思います。

黒沢　これまでは自然林のままにしておくことは罪悪のようなとらえ方をされてきましたが、この発想が非常に悪い。カラマツなんか植えろと奨励したのは犯罪人だ。（笑）

田中茂（全森連組織部長・会員）　針葉樹人工林率を五〇％へと国も言っていますから、軌道修正はされているようですが、上野村の場合、人工林率が三〇％未満ということで、これではちょっと低すぎるのではないか。三〇％を四〇％ぐらいまで引き上げることは可能なのではないか。そして、なぜ群馬県下でも上野村はこんなに人工林率が低いのですか。

不便さが低い人工林率に

黒沢　それは伐採・搬出に費用がかかり過ぎて、戦前は自分の家の造り替えをするのに必要な程度しか、スギやヒノキの植林はしていなかった。今あるものはほとんど、国を挙げての拡大造林の強力な指導によって昭和二十五年ごろ植えた山であるわけです。ですから、人口が少なくて面積は広いので、一人当たりの植えた面積はそうとうなものになってはいるんです。（人工造林率国有林二七・四％、民有林三五・四％）

今井初雄（農林業、上野村在住）　補助金制度ができたのは昭和二十五年で、その当時は生活もいくらか余裕があったし、意欲があった。ところが、今は若い人がいなくなってしまったので管理も植え付けもできない。木材を売ろうとしても非常に安くて、搬出にかかるようなところのものは業者もいらないという状況です。

黒沢　材価の安い樹種、カラマツなどは五十年ぐらいたったものでも、前橋や藤岡へ持っていって伐採・搬出・運賃を払えば、手元はマイナスです。林道から奥にある小規模なスギ林は一文にもなりません。かろうじてヒノキの場合に何とかなる、というのが実情だと思います。

市川吉人（与志本林業）　今、カラマツが中目で五千円ぐらい、スギは間伐材程度でせいぜい六千円、五十年生ぐらいの目のつんだもので一万八千円程度で、スギがカラマツにほとんどくっついてきたという状態です。

私どもは針葉樹はまだ伐期にきていませんので、広葉樹を主体に扱っているんですが、こういう低迷している中でも広葉樹のほうが扱いやすい。ですから、広葉樹の育成をもう少し考えたらどうかと思います。

生方　群馬県の全体の流れとして申し上げますと、都市に近い地力のある所は造林が進み、基盤、林道等の整備の悪い所では薪炭林になっている。これは主に搬出の問題です。

終戦当時、価格面で非常に有利だと、経済性の追求から造林ということが進められた。樹種の選択にはいろいろ問題があるにしても、単位当たりの生産量を上げなければ林業経営としてやっていけないということがあったわけです。

私たちは三十年代前半には、五ヘクタールあればある程度の経営ができますよ、という林家経営指導をしたこともあります。しかし、今ではその十倍でも無理である。たまたまコンニャクというものがありましたから、農業と林業経営というものが両立できたが、現在は木材からの生産はないし、コンニャクも平担地に移ってしまい、それが過疎という問題にもなっているのだろう。そして、木炭から石油、ガスへと変わってきたことが、山村の林業にいちばん決定的な打撃を与えてきたと言えます。

近藤正己（宇都宮大名誉教授・会員）　若者たちが外へ出たがるというのは生活だけの問題か。山の中よりは都会のほうがいいという問題もそうとう入っているのではないか、という気がしますが……。

黒沢　私は山村振興という問題と取り組み生活環境の整備と産業振興によって過疎化に歯止めがかけられると考えてきましたが、四十年代後半からそれでは甘すぎると気がつきました。

それは、山村振興連盟でヨーロッパの山村を視察したところが、向こうではほとんど過疎化

は起こっていなくて、山村では人間らしい生活を享受できるし、捨てたものじゃないと言っているという。それで私は、これは人生観の問題もある、山村振興は心の問題も取り上げないと完成しない、と感じました。

それには今の日本の知識偏重の教育に問題がある。人生とは何か、幸福とは何か、を考えさせる教育が欠落している。「住めば都」から「住まば都」になってしまっている。これが改まらないかぎり過疎化は本当には止まらないと私は思っています。

星野　私は過日、竜山村森林組合の青山組合長さんにいろいろお話を伺ったんですが、あそこでは森林組合が村の全予算の半分ぐらいを占め、若者の一つの就労の場になっている。そのように、森林組合がしっかりしていれば過疎化が食い止められるということもありますね。

しかし、それにも限度があるので、林業振興のための資金づくりの一環として応益分担をしてもらえないか、と下流都県に盛んに訴えているわけです。もう一つは黒沢先生が言われたような水消費税の問題ですが、一カ月十円でもいい、何とか国民の理解を得て水道料金の中へ組み入れていただければ、山と都会の人たちとの連帯感もわくのではないかと考えております。

大野　日本人は山については、だれの所有ということをあまり深く考えない習慣がありますが、実際には上野村でも国有林が非常に大きい部分を占めている。村は国有林のことまで責任を持って心配しているけれども、林野庁の責任、権限は非常に大きいわけで、極端に言えば国有林が流している害毒もそうとう大きいのではないかという感じがしますが、いかがですか。

星野　国有林で働いている人は月給制で、年金もあるということで、民間や森林組合の人たちとかく比較の対象になるわけです。民間を、同じレベルにまでもっていくというのが一つの考えだろう。しかし、民間にはそんな余裕はないわけで、それを内部の自助努力に任せておくのか、あるいは何らかの社会的支援をしなくてはならないのか。

どんなことを言っても、働く人がいなくなれば山は荒れ放題になってしまいます。ですから、どうしても働く人たちを前面に押し出していく必要があるのではないか、と思うわけです。

萩野　比較という点でいきますと、国有林と民有林では時代によって波があるんですね。たとえば、国有林がチェンソーを入れたのは昭和二十八年からですが、高度成長になった三十五年ごろから民有林の賃金が非常に上がり国有林からチェンソーマンを引き抜いた。そして今、伐採量も材価も下がって民有林の賃金が低くなっているということで、国有林がひがまれている時期とみているわけです。

山は荒れたか、食えぬか

宮口侗迪（早稲田大学助教授・会員）　社会的支援ということになりますと、本当に食えないというのはどういう状態か、ほうっておけば山は荒れるのか、この二つの問題が納得できないといけないと思うんです。

まず、生活ができるというのはどの程度か。山には物質はあるが、現金はない。しかし、物質文明のレベルでも山にまだ十分価値がある。たとえば、川へ行って魚をとり、山へ行って何かをとってきて食べる。その価値判断をして山の暮しのほうがいいと思えるためには、世間を歩いてこないといけない。山にこもっている人ほど、ここがいい所だと自信を持たない。

さっき、村長さんが「捨てたもんじゃない」という言葉をおっしゃいましたが、これがかなり大事で、そういうレベルで山の産業を考えるところから、山の十万円というのは都会の十万円とは違うんだという本当の納得が生まれるだろうと思うんです。特に日本人の性質として、人に判断をゆだねるという古来の感覚がありますので、都会の人が来て「ここはいい所だ」と言われて初めて、「そういえばいい所か」と考える。だから、社会的支援というためには本当に山のほうが貧しいということがはっきりしなければいけない。財政などというレベルでは貧しいと言われていますが、各人の家庭の生活が本当に貧しいかどうかというちゃんとしたものさしは、まだ当てられていないのではないかと私は思います。

星野　たしかに、貧しいか貧しくないかというのは何を基準にするかということはあるわけです。山仕事だけで食べている人は群馬県内の三～四〇％いますが、その人たちの半分以上が生活保護基準すれすれのところにいる。生活保

護を受けている人もかなりいるんです。そういう人たちはかなりローレベルな生活を強いられていると言えるのではないかということです。

隅谷三喜男（日本女子大学長・会長）私たちのおこなった調査結果では、森林組合の労働者の所得が六五、企業は八〇から八五、国有林が一〇〇なんです。ただ、国有林労働者は専業なのに対して、森林組合などの場合は大部分が何らかの副業を持っている。ですから、百五十日とか百八十日というように就労日数が少ないわけで、所得そのものからいうと八五ぐらいまでは行っているわけです。

たしかに、民有林の労働だけで食べている人の問題は深刻ですが、山村問題として見るともうちょっと複雑な構造がある。むしろ民有林の人たちは、国有林労働者が働かないということに対して非常に不満を持っているのではないかと思うんです。一日当たりの労働時間などかなり違うのですね。

〈隅谷会長〉



星野　それで今後、林業労働者についてどう考えるかといいますと、今までどおり農業との兼業でいくのか、専業化を目指すのか、という二つの問題があるだろう。そして、専業化を目指すというかぎりにおいては国有林で働く人たちの労働条件に近づけていく、ということだと思うんです。

宮口　仮に賃金が倍になったとしたら、林業に従事しようという人間が急に増えると思われますか。

星野　ええ。山で食べられれば、大部分の人たちが山に残ると思います。

宮口　おそらく、倍になっても山にいるのはいやだという人が多いから、山村問題というのは深刻な面を持っているんだと考えているんですが……。

市川　たしかに、賃金だけでは止められないと思うんです。私のところの従業員にもいましたが、まず若者は都会にあこがれる。それと、若い女性がいないということがいちばんの問題で、ここにいたのでは嫁も来ないんだということもだいぶ影響しているような気がします。

山全体で生活たてねば

松沢譲（教育設備助成会・会員）専業か兼業かということですが、林業の専業というのは何かということですね。針葉樹を植えて、それを切って丸太を売るというのが専業なのか。ぼくはこれからは、山全体をいろんなかたちで利用していくのが林業だ、というとらえ方をしないと林業専業は成り立たないのではないかという気がします。

最近、熊本県の球磨川流域の球磨村というところへ行きました。ほとんど山林ばかりで、前からの林業もやっていますし、山菜の加工もやり、チップ工場も森林組合でつくっている。それから、村の中に鐘乳洞を見つけて観光資源にしている。

これらを森林組合が経営しているわけです。従業員七百何十人が鐘乳洞の売店に勤めたり、中の案内人になったり、賃金は同じでその各仕事間で定期的に人事異動をやってけっこううまくいっているんです。ですから、山林を中心にした総合的企業と林業を考えれば、これからもう少し解決方法が出てくるのではないかという気がしています。

隅谷　問題がちょっと混乱したんですが、広く山村経済を考えた場合、どうしたって副業的なものがなければならないわけで、副業所得も含めて生活がどう維持されるかということだろうと思うんです。民間の林業労働者の場合、就労日数が一年の半分ぐらいですが、二百八十日というように就労した場合には一般世間とそんなに違わないものでないと困る。ただ、そんなに就労を供給することはできないので、副業的なものを考えて全体として一般社会の九〇%なり何なりの所得がある経済を、ということになると思います。

黒沢　よく、山はほうっておいても緑になると考えられがちなんですけれども、それは違う。山の木は老木になり傾斜地で倒れると下の木に寄りかかり、表土を剥離し、土石流になるばかりでなく、木が育つような環境ではなくなる。ですから、適当な時期に切って、新しい芽を吹かせたり植えたりして緑を保っているのだ、ということをご理解いただきたい。

宮口　私はかなり理解しているつもりですが、

そういうレベルのことが都会にちゃんと伝わっていないと思うんです。

黒沢　そうですね。それから、これも山村振興連盟がスイスで調査してきたことですが、スイスでは牧畜業と林業とが入り混じっているわけですけれども、標高の高い所では生産性が低いのでみんな下に下りてしまった。何年かすると山は荒れ、道も通れなくなってしまった。そこで、山に人間を定住させる必要があるというので、標高差によって牧畜業に国費で補助しているということです。

オーストリアでは山村に住んで農林業をやるというだけで、自然の守り賃というような意味合いで補助金を出しています。

志村富寿（武蔵野音大教授・会員）　環境庁があり、文化庁があり、何々庁があって、「私は環境庁だから、これしか知りません」と逃げるのに都合がいい。今までのように自然がたくさんあったときにはそれでいいですが、現在は分化よりむしろ総合するほうにウェートを置かなければならないのに、環境問題でも今までと同じ方法でしか論じない。



実はこの一週間ほど、日本でいちばん原始的な河川を上から下まで見ようということで、北海道の天塩川へ行ってました。ところが、原始〈黒澤村長〉

どころか、ものすごく近代化して、河川敷も野球場や庭球場や公園になっている。しかし、何か周りと調和がない。もう日本全体がこういうことかな、という気がしたわけです。

上野村にもそういう感じがする。私は鉄砲撃ちを二十年ぐらいやっていますが、昔はキジ、ヤマドリがたくさんいたところらしいけれども、乱獲してしまって自然を破壊する。これは釣りでも山菜でもそうだろうと思います。これでは山村の魅力がなくなる。

しかし、だからといって開発しないわけにはいかないし、道路を通せば自然は少なくなってしまうわけ。せめて上野村ぐらいは自然を残しておいてほしいと思うんですが、来るたびにいい道路ができている。文明が進むということはそういうことで、しかし、そういう状態にならないようにするのが文化だろうと思うんです。

日本の場合、環境庁は自然を守る役所であるにもかかわらず、先に立って自然破壊をしている(笑)。どうも困ったことだと私は非観的なんです。

大野　内山さんは上野村について調査をして本を書かれ、核心に触れる問題を提起しておられますので、ぜひ発言を……。

山村と都会の交流をもっと

内山節（哲学者・会員）　私は七〇年ごろからこの村に居ついているんですが、その理由は川も道もたいへんきれいな村だったということです。それが十三年たって、道が走りやすくなったのに比例して村がたいへん汚くなった。率直な自分の気持ちからいえば、そろそろ上野村に見切りをつけようかなと思うくらい。(笑)

まず、村の人の依存心が強すぎるということをいちばん感じます。村として何かを発展させていこうというのではなく、何か収入が入ってくるのを持っているような感じがある。それは、生きていけるということと生活できるということは違うので、特に教育費の負担のために現金収入が欲しいわけです。これまで自然を破壊してきたのは、そういうものが大きかった。

たとえば林道をつくるにしても、それによってどういう利益と不利益があるか、という総合収支を把握していなくて、気持だけが町にあこがれている。ですから、林業を含めて山村の問題というのは、それらを全部セットで議論していく必要があると思います。

遠山三樹夫（横浜国大教授・会員）　教育と林業は非常によく似た側面があって、すぐには結果が出てこない。試行錯誤の繰り返しを今でもやっているような気がします。

神奈川県の津久井町で昨年来、横浜、川崎、横須賀の市民と一緒に「水と緑のシンポジウム」というのをやっているんですが、つくづく感じることは、山村の人と町の人間がお互いに交流することの大切さです。水道利用税の問題にしても、山の生活を知ることによって理解はもらえると思います。

黒沢　山村の町村長としては、こういう物質文明の社会にあって山村住民の生活をそのまま

ストップさせておけるか、という問題がある。医療、教育等考えると、所得もある程度上げてやらなくてはいけない。他方、道路や電話の整備をすることによって、環境破壊という弊害が起きてくるわけです。

それよりもっと悪いのは、内山先生が指摘された依存心の問題です。私が村長になったときには、冬の朝、雪が積もっていれば声をかけ合って雪かきをした。助け合いがあったんです。それが今は、役場へ電話してグレーダーを呼べ、ということになる。

池田内閣の当時、福田赳夫先生が急速な経済発展は大きなひずみを起こすと言われたが、あのとき指摘されたとおりのことが起こった。そのひずみの解決を、いま日本人全員が迫られているのではないでしょうか。

生方　自然破壊というような論議もあると思いますけれども、この地域の人口流出が特にひどかったということには、やはり所得問題があったのではないか。生活できるだけの所得がなければ、どんなことをしても出ていってしまうだろうと思います。たとえ投資がマイナスであっても、そのあとに生産される所得の一部が住民所得に還元されるなら、やらざるを得ないわけです。一方、医療や教育、交通についても、すべて住民と行政の負担によらなければならない。

自然の問題については、山村よりむしろ都市の方が荒らすのではないだろうか。山菜を採る場合にも、山村住民は次の収獲のためには枝を折ったり根を堀ったりはしないわけですが、車で来て切っていってしまう業者もいる。これは心の問題だと思うんです。

約十八年この仕事をやってきましたが、決め手はありません。しかし、いくつかの町村で人の出が少なくなった。所得も六〇％へと上がってきた。ある産物の産地化ができてくるというように、いくつかいい例も出てきております。

いずれにしても、娘さんがいない所に若い男は残らない。そういう点では観光面の導入が最も入りやすいわけですが、そうなると人による公害、河川が汚れるというような問題が出てくる。さりとて国もそこまでは手を回してくれない。こういうのが山村の実態だと思います。

徴兵制度ではないけれども、若いうちに二日なり三日、山村へ入って作業をしてみるという義務的なものでもあれば、若い方が山村というものを認識する一つの方法にもなりはしないか、というような夢もたまには見ております。

ともかく、何らかの国の援助がなければ、人間の使う資源の生産の場としての活用はないのではないかと思います。

仕事より〝稼ぎ〟に追われ

内山　私が上野村に来はじめたころは、かせぎと仕事という言葉を巧妙に分けていて、収入に結びつかなくても村の人間としてやらなければいけないことを仕事といっていたんです。これがいまは全部かせぎに一本化されてしまった。そして、いろいろなものが整備されていくにしたがって、依存型の精神をますます助長していき、それが山の仕事をなくしていって、環境も悪くするし、村の自発的な発展もなくしていったのではないかと思います。

ぼくは去年、ヨーロッパのピレネー山脈のスペインとの国境の村で半月ぐらい釣りをやっていましたが、ここでは過疎化の問題もないし、非常に活気がある。それを支えているものは何かというと、村のコミュニティが非常にしっかりしていて、毎日集まって議論しているんです。

そういうことで、かせぎと仕事というものを使い分ける精神をなくし、コミュニティの場をどうやってつくり出すか、ということを考えていかないといけないだろうと思います。

黒沢　山村振興連盟の支部で韓国のセマウル運動を視察した報告を聞いたんですが、これは勤勉、自立自存の精神、共同でやるという運動で、今やあらゆる分野に広がっているわけです。そしてここでは、セマウル運動は精神改革であるということまでうたっているんです。

私もこの辺でもう一回、心の問題を改めて考え直して、人間らしい生活に戻っていかなければいけないと思います。これは産業革命以来、物質文明の探求だけで精神文明を忘れた人類全体の問題だろうと考えます。

大野　いろいろ伺わせていただきましたが、ここで何か結論を出すというのでなく、さらに次への展開の一里塚になればと思います。ご協力ありがとうございました。（拍手）

（文責・編集部）

山村と担い手を考える（II）

会ら例月6か

「山村と担い手」問題の検討を深めるため群馬県上野村を定点観測地に選び調査をすすめていますが、六月二五日の例会ではこの問題で二人の講師からお話を伺いました。

林業と山村農民

鈴木尚夫（前筑波大学教授）

山村の経済構造に調査の手

山村の経済構造という問題が、最初に社会の関心を集めるようになったのは昭和初年の農業恐慌の頃だったのではないかと思います。次に戦後になって、農地改革のときに、また山村の問題が論ぜられた。その後、農業基本法、林業基本法、漁業振興法などが制定されるについて山村問題が社会の関心を集めた。この三つの時期があります。

こうした時期には、その関心を代表する研究が行われています。たとえばまず、昭和恐慌の当時、全国山林会連合会で山村経済実態調査という一連の調査を行いましたが、その典型を『山村経済の構造と解体過程』という調査報告書にまとめております。

これは、山村の経済構造とは何か、という問題を初めて提起した非常にすぐれたものです。それを引き継いだかたちで、戦後、古島敏雄さんの『山村の構造』が出たわけです。基本法制定の段階ではそう体系的なものはないが、森厳夫さんの一連の山村問題に関する著作、あるいは実践的な観点から青山宏さんの『ある山村の革命』などがそれに当りましょう。

こう見てくると、昭和の経済恐慌のときの山村の問題を扱った『山村経済の構造と解体過程』が原点ではないかと考えられています。

この報告は、青森県三戸郡猿辺村を調査地に選び、これをモデル化しながら山村の経済構造の変化とその解体過程を考えています。

この村は明治初年にはまだ自給的、原始的な村落だった。それが地租改正、また明治二〇年代の東北本線の開通など交通機関の発達をきっかけにして商品経済が流れ込んだ。このため原始的な農村が解体して行く。

第一の方向は、原始的な農村が採草地、放牧地に依存していたのが、次第に舎飼いが一般化・普及化して放牧地から切り離される。厩肥を使うようになり、粗放な畑作の農業が水田化して行く。こうして今まで林野に依存していた原始的な農村の一部は、近代的な農村と変わりない経済構造をとって行く。

一方、山奥の耕地の少ない地域では、森林を生産手段にした新しい産業が興ってくる。天然林を生産手段にして炭焼きが始まる。この段階では、造林も徐々にされているが、まだ木を切るところまで行っていないので、天然林が生産手段になっています。

炭焼きにも専業的なものと、農業を僅かながらやっているものとがありますが、ここに農民に適合した形態の林業がはいってくる。そして農業と林業という産業分化が起る。林業を中心とした地域は、炭焼きという、農業とは違う生産主体を持った純山村であるというとらえ方をしています。

純山村では、地主、自作農、小作農という階

層とは異なり、山林地主、焼子、商人という階層が経済を担っている、としています。近代的純山村は、原始的な農村が、資本主義の発展により進化したものである。そして、ここに純農村よりも資本主義的な経営の成立する可能性がある、と調査を行った東大の農業経済の東畑教室の人たちはみています。農業ではこの可能性は小さいが、林業を中心とする近代的純山村ではその可能性が強い、とみるわけです。

ここでは国有林が非常に多く、私有林も所有規模が大きい。いずれにしろ山林所有者が杉、檜など植林をして行くのに、自家労働ではできないから雇用労働による。山林地主が労働者を雇用して植林経営を行っている。ここに農業と違った資本主義的経営が成立して行く、その可能性が十分ある、とみている。



戦前の分析の不十分さ

これは非常に面白い問題提起ですが、私の立場からみると、不十分な問題が残されていると思えます。この不十分な問題を整理しないまま戦後に持ち越されたので、古島敏雄さんの『山村の構造』の中にもそれに基づく欠陥があるように思われるのです。

それは、今まで自給的な薪をとるにすぎなかった天然林に、炭を焼いて市場に出すという、産業としての林業が発生し、それを担う階層が出て来た、というところまでは正にその通りです。問題は焼子、あるいは自営的な製炭者でもよいが、この生産主体をもっと経済学の立場から正確に規定する必要がありはしなかったかということです。

たとえば地主と焼子、あるいは製炭者との関係は何なのか。これが単に立木の売買関係なら山林地主とはならないのであって、山林所有者にすぎないのです。炭を焼く人が山林所有者から立木を買って、炭を商人に売るとすれば、炭を焼くとは何であるのか。

すなわち、いわゆる製造業、非常に零細だが独立自営的な製造業と考えるべきか、それともっと他の社会階層としてとらえられるのか。ここではハッキリしない。単に副業的製炭者・焼子という現象形態をとらえているだけです。

山林地主と製炭者との関係は立木の売買なのかどうか。原料を買って製造するのか。これは戦前はなかなか経済学的に解くことはできなかった。

炭焼きは山林所有者の原木を買う。用材林の場合も、伐出業者が所有者から原木を買って木材を生産する。いずれにしても山林所有者から原木を買う。だから一見製造業と見られます。しかし単なる製造業と考えていいのだろうか、という問題が残ります。すなわち、山林所有者の持つ森林を生産手段として、木炭なり木材を生産する、その関係とは何なのかという問題です。

戦後の林業経済研究で、この問題に大きな貢献をしたものがあります。石渡貞雄さんが昭和二七年に『林業地代論』という本を書いています。これによると、山林所有者が製炭者、伐出業者に立木を売る、この売買の経済的本質は、林業地代の収受に他ならない、としています。

すなわち、山林所有者の持つ森林は天然のもので、労働は全く加えられていない。この森林を利用して生産する権利を、山林所有者が製炭者に譲渡した。譲渡した代りに、原木代というかたちで金を受け取る。これはあたかも原木の商品的売買のような現象形態をとっているが、実は林業における地代の収受である。こういう説を発表しました。

山林所有者と炭焼きの関係を、農業でいう地主対小作の関係にあてはめて考えてみます。土地を持たない農民が、地主の土地を借りて農産物をつくるのと同じように、森林を持たない製炭者が、山林所有者から山を利用する権利を譲り受けて、木炭という商品を生産するわけです。だからそこに山林地主対農民的製炭者という関係が成立する。

ところで、炭焼きの他に商人というものが出

てくる。商人の役割には二通りあり、一つは、炭焼きが資本がなく、原木を買うことができない場合、商人は原木代金を前貸しし、できた炭を集めて市場に出す。

もう一つは、山林所有者から、かなり広い面積の山を買う。そして、この商人のもとで焼子が炭を焼く。焼子は、木炭商人が買った原木を出来高賃銀制でただ焼くだけです。従って商品は木炭商人のものです。商人は焼子を使って炭を焼かせて、それを市場に出す。単なる木炭の集荷商人ではない。焼子が商人のもとで炭を焼くという場合は、ここに古い形ですが資本がはいってくる。決して近代的な資本とは言えませんが。そして、非常に原始的ではあるが賃労働というかたちをとる。そこに山林所有、製炭労働者という分解が形成されつつある。このように問題を整理することができます。

『山村経済の構造と解体過程』においては非常に鋭い分析があるものの、林業経済の論理が十分に展開されていなかったために、山林所有と製炭、あるいは木材伐出との関係が明確でなかった。したがって山林所有＝土地所有との関係を明らかにできなかったために、単なる現象の羅列に終わった、と指摘しておきたいと思います。

拡大造林のもたらしたもの

現代の山村の状況は昭和の初年、また戦後とは大きく変っています。それは製炭が昭和三〇年から三五年にかけて、ほとんど壊滅してしまったということによります。

その壊滅のあとに起きたのが、天然林の林種転換です。天然林は大体潤葉樹林、広葉樹林ですが、それを針葉樹の用材林に替えて行く。すなわちここに拡大人工造林が出現したのです。

無論、それ以前にも人工造林は部分的には行われていましたが、戦後木炭生産を駆逐して全面的に出てくるわけです。それによってどう変わって行くか。一つのモデルとして大林野所有の場合、雇用労働によって人工造林をつくる。そして造林地を伐出資本に売る。伐出資本は伐出労働者を雇用して木材を生産する。

先程の猿辺村の調査をした人々は、ここに大規模経営の可能性、資本主義的経営の可能性をみたわけです。問題がここにあります。中小の林野所有は、造林をするのに雇用労働は必要ない。自家労働でまかないます。そして立木を伐出資本は雇用労働をつかって木材を生産する。

これを現象的にみると、農産物をつくるのと、人工造林をつくるのとは非常に似ている。大林野所有は豪農的経営、中小の場合は自作農的経営と、農業経済、林業経済関係者はほとんどこのように考えています。

このように中小の山林所有を家族経営的と考えるのが一般的ですが、それが正しいかどうか、が今日の私の最終的な問題提起です。結論から申しますとそれを大間違いであると考えます。

林業の最初の生産形態は、天然林を伐採して木材薪炭をつくるのが基本的なものです。木材をつくる場合は天然林の立木を伐木業者が買い労働者をつかってつくる。だから林業生産の最も原基的形態は、森林の所有と薪炭の生産、木材の伐出にあります。

木炭の場合、農業を兼業されているのが大部分で、木炭商人がはいって来て、資本対賃金労働という資本主義的関係の芽が発生しますが農民的な薪炭生産を圧倒するまでにはならない。しかし木材の生産の場合は、伐出資本と伐出賃労働という資本主義的関係がかなり成熟し進行しています。

木材伐出過程における家族的経営・農民的生産というのはすでに藩制期に消滅して、伐出資本対伐出労働という関係が成立している。そのうえに、天然林を人工林に替えるという、もう一つの林業の生産過程がはいって来たにすぎない。すなわち育林という生産過程と、木材という商品を生産する生産過程との関係をどう理解するか。これによって経済構造の理解の仕方が随分変わるはずです。

中小林野所有者は主に農民であり、自家労働で人工造林を行う。この人工造林木を伐出資本が買う。これは林業地代の収受です。すると、中小林野所有者は農民的林業と考えられているのに、そうではなく森林所有者に転化されて行くことになります。従ってそれは伐出資本と林野所有との対抗関係に立たざるを得ない。農民が人工造林をすることによって伐出資本に対立する。それを通じて、また林業労働、伐出労働との対抗関係が出てきます。非常に複雑な階級関係を形成している。このような問題が新しく

出てくるのではないかと私は考えます。

だから、人工林の拡大が山村経済に活力を与えるのだと安易に考えたら間違いです。人工林が形成されることによって、林業資本、林業賃労働という新しい階級を発生させ、それが農民であったものに対する対抗関係さえも形成する。このような問題を見落としては、山村問題を考えるうえで大きな欠落を生じるのではないだろうか。こう私は考えます。

山村の状況と担い手問題

宮口侗廸（早稲田大学助教授）



村の木で家が建たない

今日は地理学という自分の守備範囲には余りこだわらず、現在の山村の状況を見ながら、そこにおける林業状況についてお話しします。私は先進的な林業地域については余り勉強しておらず、山の中にある村で育ったし、調べてもきたので林業も農業も少しはやっているような村について多少くわしい。それをご承知おき下さい。

最近山村を歩いていると、鉄筋コンクリートの建物がけっこうあります。山に木があるのになぜ木を使わないのかと聞くと、木を使うと町の市場から材木を買ってこなければならないのでかえって高くつく。そばに大工もいない、製材所もない、自分の家の裏に木が生えていても、その木を使えないシステムに山村の側自体がなっている。

かつては家を建てようと思って、自分のところの木だけでは足りないとなると、隣の人に話をしいくらで買うか、村の中で物を取り引きして、損得のシコリを残さないこと。これは山村の生活のための一つの技術であり、物を評価できる能力が昔はあった。

ところが今はいくらだかわからない、町と同じ値段で買うのは馬鹿らしいから、結局隣から買うのはやめる。こういうことになります。

ごく普通の山村とは、単なる林業村でも農村でもない。山の産物を利用する。僅かな農地を耕す。あるいは鳥、獣を捕えて食べる。このような複雑な多数の生産活動を組み合せて生活が成り立って来た。それが日本の山村の原型であろうと思います。その中からごく僅かな先進林業地域が育ち、江戸時代にすでに用材が出される。そこでは土地が移動し、階層分化が生じ、大山林地主、あるいは不在地主というかたちに展開して行った。

しかし多くの山村では、商品として物が山村から出されるようになったのは、ごく最近のことです。近代以降大幅に山村から持ち出されるようになった商品は木炭です。一般には極めて大量に炭を焼いたのですが山村の耕地は減らなかったと私は考えています。耕地はあくまで保持され、食糧の自給体制は変わりがない。こういう意味で、山村は山の中の農村であった。

山村では一つのことではとても生活を維持できない。いろいろなことをやってきた。そのためには山地の性格を十分理解し、利用することが必要ですが、かっては人々にはそういう能力が備わっていた。

山村生活の能力奪う賃労働

そういうところでどういう風にして林業が始まったかを調べると、多くの山村では、分収造林というかたちで大資本により資本投下がなされていきます。もちろん場所によって状況は異なり、焼畑の跡地、炭を焼いた跡地にコツコツと木を育てる人もいた。小島麗逸さんの『新・山村事情』で小農的方式といっておられるよう

に、木を植え、畑を耕し、いろいろなところに気を配り、トータルとして生活が再生産されて行く。日本の山村にはどこにでもそういう人がいて木を育てて来た。

分収造林は山村に新しいタイプの賃労働を持ち込むことになります。しかし、毎年莫大な資本投下をするだけの土地と価値があるわけではない。山に木を植え、育林をする場合、一〇年間ぐらいはかなりの作業が必要ですが、量的にはそれほど大量の賃労働ではない。その村の作業が終われば仕事はなくなる。雇用関係も極めて臨時的なものであるといえます。

多くの山村において、分収造林というものが林業の専門家ではなく、村人たちが労働者になることによって行われて行った。それが、山村問題、過疎問題が騒がれる中で、山村の人たちにとって得難い賃労働の場と意識されるようになった。しかし十分な量ではない。年間作業日数は一〇〇日から一五〇日というケースになるわけです。日当一万円で一五〇日働いても年収は一五〇万円です。しかも高度成長期には耐久消費財が流れ込む、都市との交流も進み、出て行くお金が増える。こうした状況にあって、分収造林と関りながら山村の人たちが生活を維持して行くためには、他のいろいろな生産活動との結びつけが必要だったわけです。

ところがここに一つ不幸なことがあります。かつて自分の山をよく知り、どこにどんな木が生えているか、いつどこの畑に行って世話をしなければならないか、という判断のできた人が、年間一〇〇日という賃労働に、半端に従事する中で、山で生きる能力を失っていってしまったのです。

山村に林業賃労働が持ち込まれ、皆が労働者になって一生十分な生活ができるなら、それは結構なことです。しかしそうはなりそうもない。かつてのこの会議でも、ある木材業者の方が、山で木を育てることの意義をむしろ自然保護に見出すべきで、材木を生産することなどやめてもいいのではないかと話されたくらいで、日本の各地では専門的な林業労働力が大量に必要になりそうもありません。

林業が山村生活の一部に

そこで、先進林業地域ではない普通の山村に展開し得る林業とは、山村の人が山村生活の一部としてやって行く林業でしかあり得ないのではないか、という気がします。林業専門家のいうような商品価値の高い製品を作る林業より、山村で人が生活して行ける、そういう状況の中での林業を考えてみる必要があるのではないか。

私がこのように思うようになったきっかけは、自分の村にある木で家が建たないのはおかしいということからです。山村で木を育て、それを切って家にする。昔は大工さんの一人ぐらいは村にいましたし、山の人なら家ぐらい自分で建てることができた。こういうやり方ができないものか。また家を建てるのにかかるお金も、都市で建てるより安くすることができないものだろうか。

農政は田んぼを大きくし、機械をつかって労働時間を短くすることをやってきた。しかしこれによって生産力は増大していない。機械を買うということは、生産された米の一部が機械の代金として都市に流れることです。地域の生産力は減退する。その代償は、昔の苦労がなくなり、楽になったということです。

問題は、どこまで楽にしたいのか、という判断が山村の側になかったことです。自分たちは山に住んでいるのだから、都市のサラリーマンよりは少しぐらいは汗水流すのが当り前ではないか。この程度の田んぼなら機械を買う必要はない。ちょっと我慢して働けば、できた米をだれにも奪われずにすむ。こういう発想がない。材木を育て、売るときにも都市というシステムを介在しなくてはできない。これでは山に木があっても安い家が建つわけがありません。

中小の農林家は非常に複雑な体系の経営者だった。それによって都市とは違う山村の論理をもった生活が実現していた。そこに道路工事や分収造林などの賃労働が持ち込まれる。そして賃労働の収入が一〇〇万、二〇〇万とはいると、それが生活の中心になる。田や畑の手入れが面倒になってきます。農協が田植機を買って田植を請負ってくれるようになる。請負料によって、山村の乏しい生産過程の一部が農協に集められて行く。こうした中で、複雑な体系を駆使して生きて行くことができにくくなってきた。

今でも、どこの村にも数人は、自分だけを信じて、働けば何かが入ってくると毎日を過して

いる人がいますが、こういう人からは林業に対する絶望はきかれません。夕方、仕事の最後に杉の下草を刈りに行く。いくらにもならないだろうというと、「イヤ、いくらかにはなるはずだ」という。

富山県の山村で、一〇ヘクタールの山林と、五反歩の畑を所有する七〇歳の老人は、五、六年に一度、村の中にある製材所に木を売り、年平均四、五〇万の収入をあげています。木を育てる他、田畑を耕やし炭焼きもやる。この村では一〇ヘクタールでも、上の階層に属するので、村を守るという使命感もありますが、精神論だけではなく、現実にお金を確保している。

複合的経営・地域内流通の道

過疎の問題を考えると、まず山村から流出したのは、土地をもたない人と、大地主で、大資本に土地を売り渡した人です。土地をもたない人は締めも早い、身軽である。これに対し、数ヘクタールの山、二、三反歩の田を所有する人々が一番悩んだ。一〇ヘクタールの山林でも、個人の所有としては小さくない。これを捨てて町へ出られません。子供は成長して町へ出、年寄だけが残る。

営林署の事業や、公団の造林に従事しているのはこういう人々で、決して若年労働者が山村で供給されているわけではありません。そこにどういうかたちの林業があり得るのか。単に用材を生産して、外国の用材より高くつくということをやるのでなく、山村に従来存在した複合経済を見直して、山村の人たちが自分たちの生きて行く道を山村に見つけ、その中に林業を位置づける。このような考えはできないだろうか。

今の日本で、二、三〇ヘクタールの山をもってダンナ暮しをするということはできません。都市に住んでどこかに山を持ち、林業地代によって利潤を蓄積するなどということはそもそも許すべからざることではないように思います。自分の山を自分で管理し、気を配って、最低のコストで育てる。しかも農業も含めた生活の体系の中でそれをやって行くことにしか可能性はないと思います。

これから林業が大きな労働力雇用をもち、林業専従の労働者を養っていけるか、ということは大変疑問です。山村に暮す意思をもった人が、自分の生活を他の作業との兼ね合いで成り立たせて行く中で、たとえば造林事業が行われていれば年間五〇日そこで働く、このような労働関係があり得るだろう。もちろんこの労働関係はあくまで近代的なものでなければなりませんが、森林が望ましい状態で保持されて行く道がそういうところにあるのではないかと思います。

その結果、育った木を生かすには地域内流通を考える。都市を経由しない山村経済をつくって行くしか、育った木が経済的価値をもつ見込みがないのです。都市は高度成長期に、山村や周辺地域に対し、大きな勝利を収めてきたが、それへの闘いとか抵抗が、山村の側から生れなければならないと思います。

私の知っている村で、一〇頭の牛を買って牛乳屋をやっている人がいます。人口二千人の村に牛乳を売ってちょうどやって行ける規模なのですが、これが他に牛乳屋が増えてくれば外に売らなくてはならない。このような地域内の流通、消費システムを林業にも持ち込むことはできないものかと思います。

山で生きて行く能力が若い人の間で必然的に低下しています。中学校が統合されると、村の中心に集めて寄宿舎生活をさせる。親は山奥で、周囲の山と関り合っているのに、子供は全く無縁で過す。これが山で生きる能力を非常に低下させます。

山の子供が都会に出て挫折しても帰る能力がない。何かいい仕事を世話してくれれば帰りたい。という潜在的な帰村希望者が随分います。自分で山で生きて行く力がないから、収入の確保される仕事を見つけてもらわなくては帰ることができないのです。

山の生活には何となく生きている、というような面があります。大金持ちになるのでもなく、夜逃げをするわけでもない。しかし私は「何となく生きられる」ということを、もう少し見直す必要があるのではないかと思います。山の人は都市の人に対し、自分たちの生活が劣っていると感じている。しかし実際にそうなのだろうか。

ムラが共有林を管理し、家を建てるときのルール――どの木を使い、村人がどのように協力するか、などを今でも維持しているところがあります。そこで、子供の頃父親を亡くした、ま

だ若い村人が大きな家を建てた。都市なら五千万くらいかかる程の家を五・六百万ぐらいで建てたそうです。このようなことができてこそ、山に住む価値があるのですが、こういう例は少ない。

山村生活というものを前提にした林業のあり方に何か可能性はないものか。それを私は近ごろ考えています。

討論



質問　鈴木先生に質問します。林野所有と雇用労働の関係で、地代が中心になっているというお話でしたが、植林した場合、そこには地代プラス利潤というものがでてくるのではないか。

鈴木　天然林の立木の売買と、人工林の立木の売買とは違うのではないかという問題だと思われます。農地の場合にも、労働により改良された土地を貸与すると、地代の中には、土地改良資本に対しこの利潤もはいってきます。私は人工造林とは天然林を改良する労働だと考えます。

質問　宮口先生に、山村の担い手についてお聞きしたい。

宮口　山村で、定住民として林業をやって行くためには、そういう生活があるのだということが認知されなければならない。ところがそれを習う過程がなく、学校を出たら都市に出るのが当り前になっている。これでは、山村で生きて行くためのアイデアは生れない。

質問　かつて山に住人でいた人は、仕方なく住んでいたので、一刻も早く逃げ出したかった。こういう生活に山村の生活の原型を求められるだろうか。

鈴木　山村の担い手を農民とするか、林業労働者と考えるか、の問題だろうと思います。純山村に分化して行けば、林業労働者が担い手になる。昔から伐採労働者は完全な賃労働者であり、専門技術者としての誇りを持ち、生活も安定していた。

質問　山村の崩壊を防ぐ原動力は何だろうか。行政が革命的な手段をとらなくてはどうにもならない状況だと思う。

宮口　行政もかなりの金を使っているが、これが無駄使いに終わっています。何を援助するかが明確でない。いくら金を出しても山村に合わない人は生活して行けない。山で自分の食物を作り、山の世話をして暮して行ける人がまずいること、そういう人を援助するという体制が必要です。山暮しが大変だからアレもコレも要求するのではない。それを行政側もふまえるべきでしょう。

また、単に現金収入を都市と比較して少ないというのでなく、トータルな暮しとして山村の生活を考えれば、決して悪い暮しではないと私はいいたい。これをだれもハッキリといわない。山村の当人も自信がないのです。

バックナンバー

国民と森林

バックナンバーNo.2,3,4,5が僅少ですがあります。
事務局まで申込み下さい。

会員執筆の本御恵送を本誌で紹介したいと思いますので会員の執筆の本を御恵送下さい。

特集 2

自然保護と林業

自然保護か開発か、野生動物の保護か林業か。森林と自然環境をめぐるこうした対立は多いのですが、その意見の調和をどこにみつけるか。国民森林会議の一つの大きなテーマでもあります。一〇月例会はその中でも「野生鳥獣と森林・林業」について検討を深めますが、その問題点を投げかける特集を組んでみました。

鳥獣と森林は対立するか

対談　朝日　稔・兵庫医大教授（動物学）
志村富寿・武蔵野音大教授（環境学）



朝日　稔教授

樹皮の獣害めだつ大台ケ原

志村　美しい森林には、当然いろいろ動物が棲（す）む、その姿が本来の自然の形だと思います。先進国の自然公園などでは、動物も含めて森林を保護しています。ところがわが国ではとかく、動物は人間に害をするといって、これを駆除したり、駆除しないまでも避けて通るやり方をしてきました。

環境庁は最近、吉野熊野国立公園に属する大台ケ原（おおだいがはら）を「人と野生動物の出合いの場」にするためその手始めに来年度予算に調査費など計上すると新聞にでていましたが、実現すれば結構なことだと思います。先生はこの八月、現地調査で行かれたそうですが、現状はどうでしたか。

朝日　クマやシカの樹皮害がひどいですね。大台ケ原を調査という立場で眺めだして一五年余りになりますが、はじめの頃とくらべますと木が枯れて山が非常に明るくなっています。大台ケ原は雨が多く木の下が非常に湿っていた所ですが、それが乾燥してササが生えてきています。こんなことがどうして起きたのか私にもわかりませんが――。

クマやシカの樹木への被害も、この明るくな

あさひ・みのる氏　一九二九年滋賀県生れ。京都大学理学部卒（動物学専攻）。兵庫医科大学教授、滋賀県自然環境保全審議会会長、（財）世界野性生物基金日本委員会理事。

しむら・とみなが氏　一九一九年山梨県生れ。京都大学法学部卒、毎日新聞社論説委員をへて武蔵野音楽大学教授。日光の自然を守る会会長、国民森林会議幹事。

ったことと関係があるようですね。トウヒ・ウラジロモミなどやられていますが、正木原（まさきがはら）などはリョウブなどの灌木に至るまで一〇〇％なんらかの被害を受けています。クマやシカがなぜここ数年間急にそういうことをやり出したかわからない。一ついえるのはササ原になってシカが増えてきてクマが傷つけた樹皮を好んで食べるようですね。

志村　自然環境の保全や鳥獣保護が、わが国でもいわれるようになったのは大変結構なことです。しかし、自然保護は理念でいうだけでなく、現実に実践されてこそ意味がある。現実の問題に目を向けないで、理想のようなことをいっても意味がありません。これまでの例では自然保護の実行が、そうでなくても過疎化で困っている山村をいよいよ苦しめた例も少くありません。そこで大台ケ原が理想的な人と動物の出合いの場所になるかどうか、注目したいのです。

朝日　大台ケ原を見直そうという環境庁の構想で、昨年から予備調査が始められました。そ



志村富寿教授

の一環としてけものの害が大きいではないかということで、今年の調査が始まったのです。私としては、この被害については、二・三年かけて毎木調査に近い形で動物別・地域別・樹種別に調査しないと人の動物の「ふれ合い」についてどんな形がいいのか、どのていど人間が手を加えられるかが、イメージとしてでてきません。

さらにいうと例えば、クマとそこに入った人間が〝ふれ合える〟ものなのかどうか。北海道の大雪山のように、双眼鏡で「あそこにクマがいた」というような〝ふれ合い〟が大台ケ原でもできるでしょうか。また、それを〝ふれ合い〟としてよいのかどうか。

動物との出合いにはルールが

志村　数年前タンザニアやケニヤに行きましたが、ロッジの前の沼に野生動物が水を呑みにくるのですが、日本人は「うわっ、来た」と大声で騒ぐ。動物の性質を知って自然環境察するのでなく、都会の動物園で動物を見るような感覚です。そこで一緒にいた外国人は、みなこちらを見てシタうちをした。つまり、こんな調子だから日本ではとかく過保護になったり、逆に事故が起きると警察がハンターを頼んで殺すということも起きかねない。

朝日　たしかにそういう面があります。声を出しても向うに伝わらぬ設備をつくることも大切ですが、それよりも「騒いだら動物が逃げてしまう」という教育ですね。釣りをする人はみんなそのことを知っています。同じことを、森林の中で動物を見る時のルールだと教える場が、日本にはなさすぎます。

森の中に入るといろんな鳥の声が聞えるのですが、それを聞こうとしない。ボリュームを最大にしたテープ音楽を鳴らして歩いている。その行為が他人にも森にも迷惑をかけているということの訓練は少ないです。しかし、初めは鳥の写真をとることで探鳥会に参加し、次は鳥の声を聞き、その人が親になって子供を森に連れてきて「静かに」と教育するように、だんだん良くなっています。希望はもてます。その問に自然が失なわれてしまう方が必配です。

志村　野生鳥獣の保護をめぐっては、いま、全国的に問題が起きています。保護か駆除かが騒がれています。その一つニホンカモシカの場合を考えてみますと、全国で三〇〇〇頭ぐらいに減少したという理由で昭和三〇年に特別天然記念物に指定されましたが、現在は七万五〇〇〇頭いるといわれています。

カモシカの森林被害がひどいというので、昨年（五七年度）は岐阜県で四八五頭、長野県で四四五頭が捕獲されていますが、生け捕りできたのは二・三匹でほとんど射殺で捕獲というより駆除というのに等しく、五三年度以来のカモシカの毛皮は千数百枚にも達して、処理もされないで眠っている状態ですね。

本年二月、全国カモシカ被害者連絡協議会は「国の動物管理が悪い」と行政訴訟まで起しておりますが、各地で保護団体と被害者との反目が出はじめました。

年度	捕獲許可	捕獲数
＜岐阜県＞		
53	208	23
54	229	133
55	283	283
56	470	424
57	426	385
計	1,618	1,248
＜長野県＞		
54	50	28
55	118	107
56	250	244
57	450	445
計	868	824

長野県では、四一年に県のシンボルアニマルとして、圧倒的多数でカモシカが県獣に指定されたのですが、五四年になると、被害額も大きいところから一八町村から県議会にその解除が陳情され、五六年一二月の議会で賛成多数で採決されまして、県は対策に苦慮しています。新しい時代に即した森林対策というものを行政が示していないところにも問題がありますね。

朝日　自分の土地にクマがでると「これはおれのクマだ」といえるはずで、それを他人が殺せば財産権の侵害になるものでしょう。その代り、クマが危害を加えたら責任をもたねばなりません。現在の「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」は、内容的にも古くて今の世に適さぬところがあります。鳥獣行政のあり方も、現在の思想や鳥獣の現状に即さない点も多いのです。管理もそうです。

山の人が動物に責任もつ

志村　時代に即した解釈で運用されれば、鳥獣にとっても人間にとっても幸せなのですが…。その調和点をつくるためにも、実態の把握がされないと、適正な動物の管理はむつかしい。

朝日　林業者のいい分もわからないでもない。しかし、山にいる動物の責任をもてるのかどうか。例えば関西では伐採したため、サルが里にでて相当荒らしている。それにたいして林業者は自分の山を伐ったことに一言の責任もとってない。今度は、県は違うけど、カモシカが自分のほうへでてきたから――というのでは里の人間が白い目で見るのは当然です。昔のように、山のけものは山の人間が責任をもつということになっておれば反応も違うでしょう。

カモシカが増えているかどうかですが、それは一体何にたいして多いか、少いか、なんです。カモシカは中国地方にも棲んでいましたが、現在は、西は京都府までで、九州は祖母、傾と宮崎に少々、四国も徳島と高知の境ぐらいで全滅状況です。逆に東北地方ではシカは金華山と五葉山にしかいない。地域別な絶滅は進行しています。その立場でいうと、やはり少ないのでないか。各地方で標準的な個体群が残り、その上なお岐阜・長野で多いというのなら、押えることはできます。

野放しでなくあるていどの管理は必要で、そのため技術としての生息数の推定や多すぎた場合の摘み取り技術などは日本は劣っていない。きちんとした生息数も、金さえ出してくれればつかめます。摘み取りの捕獲技術についての予算も一切でていません。

カモシカ対策でも、捕獲して収容する場所、収容能力など具体的に答えられないままにスタートしました。初めから撃ち殺しなのです。麻酔銃の使用は地元猟友会に委託するという。これは慣例でしょうが、本当なら国家的行事ですから自衛隊のコマンドにやらせればいいと思う。日本に技術はあってもそれを利用する気がないんです。

志村　日本には動物学者はいるが、野生動物を管理する専門家がいないような気がします。専門家もお手伝の犬もいませんよね。国が専門家を養成する予算を出さないと――。

朝日　羽田や大阪空港などでは、猟友会でなく直轄で、飛行に障害のある有害鳥獣を撃っています。法律上無理なのでなく、カモシカではきちんとやる気がないのです。

鳥獣は減っているのに……

志村　カモシカを県獣に指定した県は長野県のほかにも、山形・山梨・栃木・三重などがあります。被害が表面化し始めた県はこのほかたくさんあります。また、カモシカのほかの野生鳥獣についても各所で問題が起きています。昭和五〇年度について農林水産省の調査によれば鳥の被害二一万ヘクタール、七二億円、獣の被害二万ヘクタール一八億円という数字がありますが、新聞によると実際の被害額は二〇〇億円は下らないと伝えています。

このように被害が増えたのは、動物が増えたためかというと、どうもそうではないらしい。大日本猟友会の五七年五月の発表によると（狩猟鳥類三〇種、獣類一七種）捕獲数は年々減り、五四年度と一〇年前と比べると、鳥では七四三

万羽が五七三万羽に、獣では七五万頭が三六万頭に減ってしまい、猟友会が鳥獣保護をいったり、キジ・ヤマドリなど放鳥しています。

こうみてくると、野生鳥獣保護行政が混乱していて、国民は自然保護にどう声援していいのか分らない感じではないかと思います。動物の被害を少なくし、しかも自然保護も行きわたるのが文化国家の在り方だと思うのですが、その逆になっている。その原因はいろいろあると思いますが……。

朝日　山村での生活が成り立たないのは、カモシカのせいではないのです。本当に林業をやるべき土地なのかどうか、産業政策としての検討が必要でしょう。地域全体の環境管理計画と土地利用計画が樹てられ、その中で鳥獣管理計画や産業構造がつくられるべきです。

野生鳥獣の保護管理は五〇年のサイクルでみないといけません。鳥獣をふくむ自然はどんどんこわれています。生態学者のいう原生的自然は、地球にとってはいいかも知れませんが、人間的には理想的なものではありません。人間は森の中には住めません。しかし、できるだけ自然を生活環境としてこわさない努力をするべきです。そのため行政の責任は大きいですが、行政だけでなく、ストックホルム宣言のように、「人間のすべてのレベルで責任をもつべき」です。

志村　法的にも日本は不十分、行政も対応していないが、教育の影響も大きいですね。私はわが国の鳥獣保護には、第一に野生保護のための管理技術が欠けていること、第二に社会環境が画一的に物を考えすぎることが問題だと思います。例えば、自然保護さえいえば世間は拍手し、動物を駆除すると感情的にカワイソウという。科学性に欠ける点ではないかと思うのですが。

朝日　その教育も学校教育ではないと思います。ヨーロッパ、アメリカ、カナダでも、自然保護とか自然はどうかということは社会教育です。ボーイスカウト運動などそうですね。日本は社会教育が弱い。学校教育と対等になるぐらい強化が必要でしょう。最近動物園の地位が向上し、博物館ブームというので、もう一〇年も待てば少しはよくなるのではないですか。

自転車で行ける海岸、歩いて鳥の声が聞けるという森林をどう残していくかでしょうね。「人と野生動物の出合い、ふれ合い」の場を残し、つくり出す重要さもそこにあるでしょう。

鳥獣被害と森林

黒木三郎（早稲田大学法学部教授・会員）

一

森林は、古来、神霊の棲む聖地であった。それは、時に信仰の対象となり、森林におおわれた山岳は心身修練の場であった。すべての河川は高き山から渓流となり平野を流れて海に達する。あるいは湖沼をつくり、地下に伏して水源となる。水は森林を養ない、森林は奥地の水源をかん養する。森林はまた、人類の発祥とともに深くその生活に必要であった。多くの野生鳥獣が森林に棲み、人間の食生活にとって最も重要な蛋白質を供し、その咆哮囀鳴は人間に音楽を与えた。森林における風倒木や落葉は食糧の燃料となり寒冷を凌ぐ暖を為した。鳥獣の毛皮や羽毛もまた裸身の人間にとって衣料や装飾となったのである。やがて、人類の生活が向上するに及んでは、森林は部分的に開墾されて耕地となり、住居地の建築材を供給した。鳥獣もまた馴養されて家畜となり、運搬や伝令を援け、さらに鳥獣捕獲の手段ともなったのである。

右のように、人類の生活史をたどれば、森林は野生鳥獣とともに人間の実生活を豊かにするのみでなく、むしろ不可欠的に関連してきたのである。しかし、又自然現象において、天敵を含む鳥獣は風水火とともに、森林や鳥獣自身にとって脅威となり被害を与えたにちがいない。そして人間の生活が発展するにつれ、伐採された森林の跡地は植林されて人工林地をつくり、開墾開田によって農耕地となり、住居の集合は村落や市街地をつくった。鳥獣捕獲を大量に能率化するため造作された狩猟道具は、人間にも危害を与えるから、人の密集した地域での使用は禁止され、さらに中世以降スポーツ化の傾向をみるに至った狩猟も、野生鳥獣の保護のため

には各種各様の制限を設けて許可されるようになったのである。

しかし、いま、わが国においては、野生鳥獣の保護行政をすすめると共に、現時点において狩猟とは何か、如何なる目的のために、如何なる制度が必要であるかが改めて論議され、同時に現行制度の全般的見直しによる合理的な規制を求める与論が起っているのである。森林の野生鳥獣による被害に対する対策も、すでに論議の域を越え、具体的な実施の効果が期待されるに至っているのである。

二

四年ほど前であったが、ドバトを狩猟鳥獣に加えるべきではないか、という世論が一部に高まったことがある。すでに環境庁は公聴会も開いて、ドバトを狩猟鳥獣に加えるべきであるという多数の公述人の意見を得ていた。

しかし、諮問を受けた自然環境保全審議会の答申(昭56年2月17日)は、ドバトはレース鳩等の飼鳩との判別が困難であるから、当面はドバトを狩猟鳥獣に加えることは見合わせるべきである、という結論だった。しかし、ドバトが飼鳩との判別が容易でないというのは表面上の理由であって、真意はやはり住民の近隣に群って子供や老人に最も親しまれ、愛着を以て接してきたドバトを銃器の的にするには忍びない、鳩は平和のシンボルではないか、という国民の一般世論が一部の意見を制したのである。

ドバトによる被害は確かにあった。農作物に対する食害もあるが、むしろ食糧倉庫に営巣したり、これを襲ったり、公園や寺社に増えすぎたり、落後したレース鳩が野生化したりすることの方が被害は大きかった。ドバトは狩猟鳥獣に指定されていないから狩猟行為の目的物にはなれない。此れを狩猟鳥獣に加えることによってドバトの生息数を調整し、被害を阻止しようというのが、関係機関の有力な意見であった。鳥類専門研究家の意見は増えすぎている鳥類は保護するに価しない。東南アジアやヨーロッパのようにドバトを焼鳥屋に持っていったらよい、という意見さえあった。しかし、問題はドバトを狩猟鳥獣に加えたら狩猟家達は喜んで此れを射つか、ということであった。ドバトの生息する地域は都市の人口密集地である。林野に多数生息するキジバトはすでに狩猟鳥である。ドバトが狩猟鳥になっても、鳥獣の捕獲が禁止されている場所で捕獲することはできない。公道、公園及びこれに類する場所、社寺境内及び墓地等はもちろんのことであるが、そのほかにも銃猟の禁止されている場所は多い。

日本に生息する鳥類は約五〇〇種あるが、そのうち狩猟できる鳥類は三〇種にすぎない。農作物に被害を及ぼす鳥類のうちムクドリ、ヒヨドリ、トビ、チュウサギ、コサギ、ウソ、オナガ等は何れも狩猟鳥類ではない。ツグミ、アトリ、ホオジロ、オシドリ、モズ、タカ等一般に知られている鳥類もまた狩猟鳥類にはされていない。狩猟鳥類でなくとも農作物に被害を与えれば有害鳥獣駆除の許可を受けて捕獲することができる。有害鳥獣は被害の発生する時期に共同駆除を原則とし、許可証を受けて計画的に駆除を実施することができ、必要な場合には鳥獣保護区や休猟区内においても可能である。有害鳥獣駆除許可によって捕獲したドバトは昭和五六年度において三一万羽にも及んでいる。因みにムクドリは一三万羽、ヒヨドリは一四万羽を数え、此れらは狩猟鳥であるスズメ一一〇万羽、カラス二六万羽には及ばないが、キジバト一〇万羽、カモ類六万羽等より多い。もとより狩猟者登録者の狩猟行為による捕獲数はスズメ二〇三万羽、カラス一七万羽、キジバト二一二万羽、カモ類六九万羽となっている。そのほか、狩猟者の最も愛好する狩猟鳥であるキジは三八万羽、ヤマドリは二一万羽、コジュケイは五五万羽が捕獲数である。(昭56年度・環境庁統計)。

三

昭和五八年版環境白書によると、次のような記述がある。「カモシカについては、その保護と農林業被害対策との適切な調整を図る必要があるため、文化庁、林野庁及び環境庁が協議の上定めたカモシカの保護と被害の防止を図るための方針に基づき、各種の措置がとられている。

五七年度は五カ所目のカモシカ保護地域として、北上山地カモシカ保護地域の設定を行うとともに、鈴鹿山系、北奥羽山系、紀伊山地及び四国山地の保護地域設定の検討を進めている。また特に被害の著しい地域を主体に、前年度に引き続き防護柵の設置、ポリネットの装着等による被害防止策を講じるとともに、岐阜県及び長野県において個体数調整を認めた。また、カモシカによる森林被害の防止に関する調査研究を前年度に引き続き実施した」とあり、「カモシカの保護及び被害防止対策」という項目にまと

められている。

カモシカは、わが国にのみ生息する貴重な動物であるが、生息数が減少してきたため、その保護を図る必要上昭和九年に天然記念物、さらに昭和三〇年に特別天然記念物に指定されている。昭和五二、三年度に実施した生息密度の調査によると、現在、カモシカは北海道と中国地方を除く全国三〇都府県にわたって約七万頭が生息していると推定されている。

しかし一方、昭和四八年頃からカモシカによる農林業被害が年々増加し、とくに青森、長野、岐阜各県の農林業関係者から早期対策の要請がなされていた。環境庁、文化庁及び林野庁は昭和五〇年から協議会を設けて対策樹立に必要な調査を実施するほか、当面の対策として防護柵を設置し、また、被害の多い長野、岐阜両県にわたる中部山岳地域に保護地域を設け、それ以外の地域において麻酔銃による保護捕獲を認めた。しかし、昭和九年天然記念物に指定された頃は、ほとんど人里でカモシカの姿は見られなかったが、いまでは家並の見える里山に下りてくるし、スギ、ヒノキ、マツ等の植林後数年間はカモシカの被害が多いといわれている。昭和四〇年代初期にカモシカの被害が目立ち始めた時期は、山村の集団離村が続いた時期と一致するともいわれる。かつてカモシカは山村の人々にとっては山の幸であり、肉も毛皮も生活必需品であったし、商品価値も高かったため、適当に捕獲して利用したことがかえって間引きの効果を生み、カモシカの増殖を抑制してきた。しかし、過疎による山村の荒廃と共に敗戦前後における奥山乱伐によってカモシカの里山出没を招いたものと考えられているが、森林生態系としてカモシカの個体数が急激に増加したとの推定は疑問とされている。

林野庁の調べによると、カモシカによる森林被害は、つぎのとおりである。すなわち、一番被害の多いのはヒノキで昭和五二年度に二、二六三ha、ついでスギが四三三ha、マツが二三九ha、その他九四haとなっており、合計三、〇九二haである。これは五一年度の二、五四三ha、五〇年度の一、九五二haより漸増している。しかし、現在のところ三庁間協議による被害対策は、カモシカの生息状況、被害状況を踏まえ、カモシカの保護と被害の防止の両立を図るため、次の方針をとることにされた。すなわち、カモシカの生息している地域を順次区分の上、保護地域を計画的かつ可及的速やかに設け、保護地域内においては、原則として、カモシカの捕獲を認めないものとし、カモシカの保護及び被害防止対策の徹底を図るため、管理団体を定め、保護地域の範囲の周知・明確化、地域内の管理計画の策定、保護と被害防止対策の実施等の推進に努める。他方、保護地域以外においては、被害防止に努めるとともに、被害状況等に応じ市町村等が麻酔銃の使用等有効適切な方法によってカモシカの個体数の調整を認める。またカモシカの被害の補塡については、被害防止対策の充実とあいまった現行制度、施策の適切な運用により対処する、ということになった。

四

元来、野生動物を天然記念物に指定することは、学術上貴重な動物として特定する行為であって、指定したからといって国に補償責任が生ずるものではない。文化財保護法第八〇条第五項は、史蹟名勝天然記念物の指定をうけた土地等につき現状変更が不許可とされた場合に通常生ずべき損失を補償することを定めているが、もとより野生動物による食害についての適用は考えられていない。カモシカの捕獲が不許可となり、その結果として食害が生じたのであれば、当然に相当因果関係として補償の可能性が生ずるという見解がある。しかし、天然記念物でなくとも狩猟鳥獣以外は原則として捕獲が禁止されている。食害を防止するためには被害者自らが防護策を講ずるのが当然であり、有害鳥獣駆除の許可を受けて捕獲することも可能である。カモシカについては、通常の方法によって許可を得ることは困難であっても、現実には麻酔銃等による捕獲が申請どおり認められており、不許可処分は行っていない、ということである。保護地域は、三庁合意にもとずき、全国十数地域に順次認定されることになっており、既に昭和五四年一一月以来五地域以上が具体化されている。

保護地域に指定された地域において生じた被害について、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第八条ノ八第二、五、九各項の適用又は文化財保護法第八〇条第一、五項の適用が問題となるかもしれない。しかし、法の趣旨は異なる。

鳥獣被害と損失補償制度との関連については、今日の法律論では未だ十分に整理されていない。しかし、一般に鳥獣による被害は、昔から被害

を蒙むるおそれある者自身によって防除等が講じられてきたし、鳥獣保護思想の普及によって捕獲が困難になった場合についての忍従は、自然環境保護思想に対する忍従であるから、直ちに駆除して個体数を減少させることを考えるより、むしろあらゆる施策によって農林作物の防護こそ考慮すべきである。況して天然記念物に指定した故に被害が生じたのであるから補償せよ、という主張は余りにも短絡的である。また、カモシカの保護地域の指定については、土地所有者又は利用者の同意を事前にとりつけておく必要があるが、同時に柵等の施設を国が設置するのであるなら国に施設管理権が存する。しかし、二分の一を国が、他の二分の一を県または市町村が補助するだけで、土地所有者又は利用者が管理権をもつことになれば、柵等の故障によって被害が増幅された場合の責任は所有者又は利用者に帰属することになって国に補償義務は生じない。さらにまた、その他の被害防除施設にどの程度の費用がかかるか、その費用負担は如何にするかが問題になるであろう。しかし、防除施設に対するできる限りの補助は惜しむべきでないし、防護対策に対する講習や指導は十分におこなわれなければならない。

被害即補償という思想でなく、むしろ一般的には共済・保障制度の推進を考えるべきであろう。当然この場合、農業災害補償法（昭二二法一八五）の制度が参考になる。本法は不可抗力によって農業者が受ける損失を補塡し、その農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資するという私的な損失補償を通して農業生産力を高めるという政策的意図をもっている。不可抗力による共済事故も、その種類が拡大され、鳥獣災害も有害鳥獣たると保護鳥獣たるとを問わないとされ、また対象品目も農作物のほか果樹及び家畜にまで拡大されている。また森林国営保険法（昭一二法二五）は全森連が森林組合法に基ずいて行なう共済事業であるが、保険事故は火災、気象災、噴火による損害に限られ、鳥獣による被害は対象とされていない。さらに現行の国家補償制度は、主として土地利用に対する損失補償であって公用徴収を中心に論じられており、鳥獣被害の場合に適用しうるものではない。

五

以上のように、現行制度、施策の適切な運用によって対処することによっては、理念上も法制上も現在のところカモシカによる食害は国家補償の対象にならないのである。しかし、森林所有者にとってカモシカ食害を放置せよ、というのは確かに酷であるし、獣が大事か人間生活が大事かという少しずれた論議にも水をさすことになる。そこで全国的規模によるカモシカ基金の設置を望む声もあるが、地方によっては町村ぐるみで鳥害に対する補償対策を実施している事例もあるから参考になろう。

宮城県北部の伊豆沼、内沼は水田に囲まれた約五二〇haの沼で水深が一乃至一・五mにすぎないため植物が豊富で鳥獣の絶好の採餌場や塒となっている。そのためハクチョウの渡来をはじめ各種のガン、カモ類が多く見られ、昭和四二年国指定天然記念物となり、昭和五七年には国設鳥獣保護区となっている。しかし、伊豆沼周辺に渡来するガン、カモ等による農作物被害は、稲の食害と水稲植付時の苗の食害と踏み荒らしである。昭和五四年若柳町の農民は町に対して、補償を請求したため、同年「若柳町伊豆沼自然環境保全地域内における鳥類による農作物被害に対する補償条例」を制定し、町が直接被害農業者に補償額を支払っている。ついで他の関係二町も此れにならって条例を制定したが、昭和五六年度の補償総額は三町全体で約七三万円であった。

右の条例は、国の指定する天然記念物としての伊豆沼・内沼の鳥類及びその生息地を保護するため町が卒先して町ぐるみで被害農業者の被害を補償しようとする姿勢を示した実例である。カモシカの生息地についても町村や県の段階で同様なことが考えられるかもしれない。しかし、カモシカの場合は天然記念物であって鳥類とはやや異なる。さらにまた、サル、メスジカ、ハクビシン等非狩猟獣についての被害対策とも異なるのは特別天然記念物指定という点であろう。しかし、多くの国民の利益を考えて指定した国の立場から考えても被害を可能な限りで防止するという方向で対策を立てるべきであって、被害補償を直ちに考えるべきではない。そのためには適地適木という考え方も取り入れてカモシカの多数生息する地域には植林しない、させないことこそ積極的に考慮すべきであろう。天然広葉樹林の減少を食いとめるべきであるという世論の高まりつつあるとき、むしろ符節を一致する議論となり得るものと思われる。



随想

山村からの小さな願い

真砂典明

〝いや――素晴らしいですね！　水も空気もきれい、そして山の緑も美しく、とても気持ち良いですね……。〟

最近、都会から山村を訪れる人たちが異口同音にする言葉です。たしかに水は澄み、空気はすがすがしく、緑濃い森林は幾重にも連らなって素晴らしいと映るのでしょう。

都市の喧騒（けんそう）から逃れて憩いとやすらぎを得られるのは、静かな山村やのどかな農村、そして海辺なのかも知れません。そこで生気を取り戻し、明日への活力が養われるのでしょう。

しかし、今そこに住む山村民にとってはたしてすばらしい生活環境なのでしょうか。

かつての山村は、恵まれない中にもまだ生活にゆとりがあったように思います。夏は川へ鮎を獲りに、冬は犬を連れて猟に出かけたりもしました。が今では他所から来た釣客で川は賑いを見せ、サラリーマンが余暇を狩猟に出て楽しんでいるようです。

山で働く林業技術者も次第に減少し高齢化した現在、将来に向けて森林と林業を守り、山村を維持してゆくことができるでしょうか。

かって、豊富な労働力とそこに住む山村民の勤勉な努力でこそ、わが国の人工林一千万ヘクタールの造成が成し遂げられたのです。

その活力に満ち溢れた山村が今では、過疎と老齢化に悩みながら、地域社会・近隣同志の関係までが断ち切られるケースも生まれてきています。

森林を造成するために永い年月と、そこに弛(た)ゆまざる人々の手が加えられて立派な森林が育つのです。その森林を守り育てている林業者と、直接山で働く林業技術者、この働く人々の実態はどうなっているのでしょうか。

山で働く人たちのほとんどが、自分の子供には林業・山仕事を継がせたくないと言います。林業は、農業に遅れを取りながらも最近では相当機械化され、生産性も向上し所得も増えて来ました。しかし、就労の不安定、即

ち仕事に間断を生じ、天候に左右されることによって日給は高いが年間所得となると他産業、企業に比較して大変低いものになるのです。そのため社会保障も受け難く、厳しい受給条件になり、退職金などを受けられるのは極く限られた一部の人たちでしかありません。

この様な現状では、親として子供に林業労働を継がせることに反対なのは当然のことでしょう。

そこで、まず今山で働く林業技術者に過去の労苦に対して《慰労金》的なものが出せないものでしょうか。

今ここで森林の公益性を論ずる余地はありませんが、その対価の一部を慰労金に向けられないものだろうかと思うのです。

さらに可能な限り、社会保障制度を確立して優遇措置を試みることが、後継者確保に向けて大きな対策の一つにつながるものと考えます。その他若者が定住できる環境も整備しなければなりません。

林業労働の特殊性もありますが、現在全く手のつけられていない賃金体系を林業独特のもので確立する事も急務だと思います。これによって山村に住む者の中から林業技術者への希望が出てくることでしょう。現に森林組合職員なみの条件で……可否は別にして……森林組合作業班員を募集したところ、定員をオーバーしての応募に、選衡試験でふるい落とした例もありました。

私は、過去一〇余年前から、ささやかな林業経営の中で、従業員の就労の安定を図るため「雨降り対策」と称して、天気の日には山仕事、雨の日には内業（木工品づくり）を行ってきました。

近年では安定して、過去の年間就労日数を四〇～五〇%アップの二六〇～七〇日、最高二八六日の実績が得られるようにまでなりました。

内業で作り出された木工品は、山で伐り出される根曲材（端材）や、除・間伐小経木を利用し、バラエティーに富む製品もでき上がり、都会の人たちに自然の良さが受けるようにもなりました。それらの製品を通じて「木」の持つぬくもりから、その生まれ育った森林に思いを馳せて頂きたい願いをこめて、さらに新しい木工品づくりに心がけているところです。

山に植えられた杉や桧が、雨が降れば自然に大きくなる……と一般の人々は考えていることでしょう。しかし現実は、植えるための地拵え、一本一本ていねいに植えたあと、年年下刈をして雑草を刈り払い、さらに大きくなると除・間伐をして立派な大木に育てるのです。それまで五〇年六〇年の永い年月、人の手が加えられて育ってきたことを理解して欲しいのです。

そして、その手を加える人々が、その、何かと恵まれない山村に住んでいることも……。

（まなご・のりあき氏
林業家・和歌山県竜神村在住・会員）

熱帯林の急減は地域環境問題であり途上国の死活問題でもある

田中茂
（全国森林組合連合会・東大農学部講師・本会議幹事）

一

人口の増加と燃料のための森林伐採で、二十一世紀の初頭には途上国の森林は四〇％がなくなり、山が荒廃して水不足と農地の荒廃が急速にすすむと警告した「二〇〇〇年の地球」が出てから三年たった。いまでは熱帯林の急速な減少は、熱帯林地域に洪水と水不足ならびに農地の荒廃をひきおこすばかりでなく、有用な生物種の絶滅、大気中の炭酸ガス濃度の増加、さらには地球の温暖化をひきおこすものとして、地球的規模の問題となっている。

「二〇〇〇年の地球」の環境部分の執筆に参加しているE・P・エックホルムは「失われゆく大地」で、熱帯林が伐られ、掘られ、表土がはぎとられていることを克明に記述しているが、いまではほとんど森林らしいものがなくなった地域においても、かっては大森林が存在していたこともくわしくのべている。

例えばいま戦火が絶えぬ不毛の地レバノンは、かつて堂々たる杉林におおわれていたが、七世紀には大半がハゲ山になったこと、北米の大平原、アフリカのサバンナ草原も火入れが行われなければ、森林が成立していたであろうこと、中国もその国土の半分がかつては森林におおわれていたという。そして二十世紀の中頃までに、人類は世界の本来森林だった面積の少なくとも三分の一、あるいは二分の一を減少させたというから、人類の歴史はまさに「森林破壊の歴史」でもあったわけである。

二

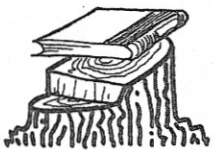
山岳地域では農地開発のゆきすぎ、過放牧、燃料のための過伐が各地でみられるが、ヒマラヤ山麓の森林伐採はインドとパキスタンにおける洪水災害を深刻にしている。同じ状況はアジア、アフリカの諸国でもみられ、山地の未来は平地に住む人々の生活と深い関係をもち、山岳地域のために基金や人材を投入することは、都市や平野地域に必要な分を犠牲にすることになることを、平地に住む人々に説得できるかどうか、それこそが最大の挑戦であるとエックホルムはのべている。

熱帯林では養分のほとんどが植物体の中に蓄えられ、土壌は単に植物の根を支えるだけといわれ、アマゾン平野の大半は土壌のやせた地域で、林業に利用するのが精いっぱいであるといわれるが、この地域の開発についての論争の焦点は世界の食糧危機を救う大供給地になるか否かでなく、この地域が生き延びることができるか否かである。エックホルムは熱帯地域は世界の穀倉地帯とはなり得ない。この地域に住む人々自身の生活をまかなうことができれば、それだけで幸運だと考えなければなるまいと結論づけている。

○E.P.エックホルム，石 弘之・水野憲一訳「失われゆく大地」（蒼樹書房）

○アメリカ合衆国政府，逸見謙三・立花一雄監訳「西暦2000年の地球」（家の光協会）

○ロバート・アレン，竹内均訳「世界環境保全戦略」（日本生産性本部）



ブック レビュー

途上国における焼畑移動耕作は、熱帯林の破壊と土地荒廃の原因になっているが、法律で禁止されてもやまないのは、土地改革がすすまず、平地から逃げ出した農民が山地に入りこんで焼畑をくり返すからである。エチオピアで封建的な土地保有制度やその他の社会構造によって裏切られた農民が、苗木を逆さに植えて緑化計画を妨害したというが、貧しい人々にとっては、最大の関心事は厳しい現実の底からはい上ることであって、環境そのものを救うことではなく、また社会変革という政治問題にも直面しているのである。

三

「二〇〇〇年の地球」は計量的予測を行っている点に特色がある。すなわち二〇〇〇年には世界の人口は六三億五〇〇〇万人になり、サハラ周辺、ヒマラヤ山麓における容赦のない燃料の採取、アマゾン流域における熱帯林の裸地化等によって、地球上から年間二〇〇〇万ヘクタールの森林が消失している。そして途上国の森林は四〇%が消失する。その結果、ダム上流への沈泥化がすすみ、地下水は枯れ、洪水は激化し、乾期の水不足が深刻化するというのである。さらに種の半分から三分の二が熱帯林の開拓あるいは破壊によって消滅すると予測した。

「世界環境保全戦略」はIUCN国際自然保護連合、UNEP国連環境計画およびWWF世界野生生物基金が発表したもので、生物資源保護の重要性と自然保全に関して優先すべき問題が詳しく述べられている。そのなかで特徴的なことを摘記すると、熱帯雨林は毎年一一〇〇万ヘクタールが消失する。これは毎分二〇ヘクタールの勘定になる。山岳部の人口は一〇%しかないが、山に隣接した低地流域に四〇%の人口が集まっているので、水源域の管理の仕方によって、世界人口の約半分が影響をうける。

途上国において栄養失調は五億人、極貧(年収五〇ドル以下)は八億人、きわめて貧困が一二億人に達するが、開発は彼らのそばを素通りしている。

四

森林は環境の緩衝物であるが、水源涵養林の伐採と減少によって、貯水池や運河、波止場が泥で埋まり、サンゴ礁が死滅させられている。農民の進出によって、パナマ運河流域をおおう森林は、一九五二年の八五%から三五%にまで減少してしまった。二〇〇〇年までにアラフェラ湖の容量は四〇%減少するだろうと予測されており、パナマ運河の管理権をアメリカからひき継いだ時には、運河は価値のない溝、資源の管理ミスの巨大な記念碑となっているかもしれないという。

スリランカとインドの海岸沿いでは、薪、家畜の飼料、建築材料のためにマングローブが伐採され、エビやカニの生息地を奪われているという。

熱帯林の急速な減少は地球的規模で環境悪化をひきおこすものとして、南北間の認識の差をこえた世界共通の課題になりつつある。再生困難な熱帯林の永続的な利用は、我々が木材輸入国の立場でのみ考えるのでなく、世界人口の半数以上の人々にとって、自然の保全が死活問題であるという厳しい現実から考える必要がある。

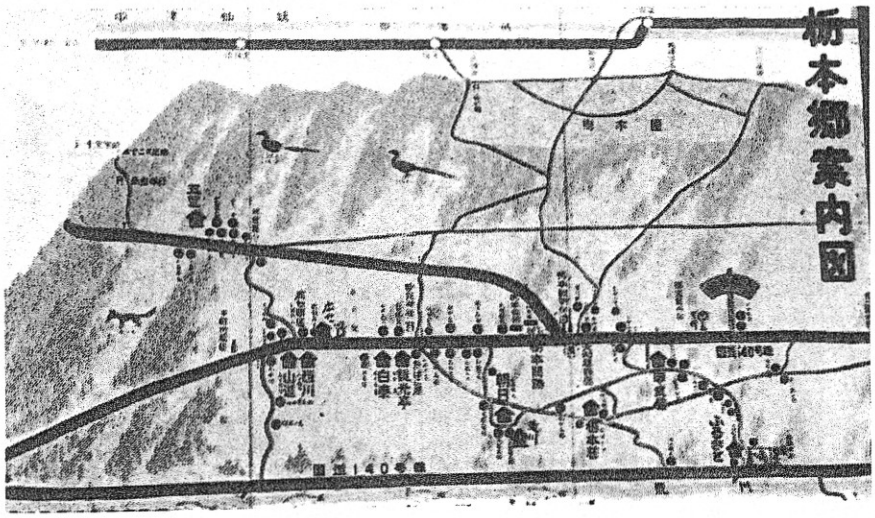
「二〇〇〇年の地球」では途上国の先進工業国に対する一人当りGNPの比率は六・九%へと減少し格差が拡大する見通しとなっており、OECDの「世界の未来像」(小金芳弘監訳、日本生産性本部)では、南北間の格差が拡がり、先進国間で保護主義の傾向がすすめば、今世紀末には日本の一人当りのGNPは七五年時点より五~一〇%少なくなると予測している。

熱帯林の永続的利用は、途上国が自然を保全しながら貧困から抜け出る開発戦略の重要課題であるが、また先進工業国が生残るための課題でもある。

ルポ

小河家の五〇年

編集部





序章

その日も寒い日でした。荒川の水源地となっている奥秩父。急峻な山足の長い斜面にはりついた家々。おおいかぶさるような峯々を越えると、そこはもう長野県であり群馬県、山梨県です。埼玉県秩父郡大滝村栃本。昭和五四年二月一〇日、一人の老人がこうした山合いの一軒の家で息を引きとりました。

この小河（おがわ）義三郎さん（81歳）の葬儀には車一台がやっと通れるほどの道に花輪が五六本も並び、会葬者は四〇〇人を越えました。たった五九戸の部落、村全体でも八〇〇戸余りにすぎない村でのこと。その葬儀の盛大さのほどがわかろうというものです。

義三郎さんは、秩父から大滝村にかけて一四人ほどいた――という炭焼の元締をしていました。

耕地面積は〇・二％、山林が九六・五％を占めるこの村で、炭焼きは大きな産業でした。

ヘハァー
炭の俵を編む手に
ひびきれりゃ
雁坂雪かむる
（秩父音頭）

とも歌われているように、この地方は古くから炭焼の里でした。義三郎さんの死は、この地方を支えていた山仕事の終幕を象徴するできごとのようでした。会葬者の多くは、谷をうめつくしてたなびいた炭ガマの煙をなつかしむ気持を抱いて、義三郎さんを送ったに違いありません。



辛苦

大滝村の炭の生産がどれだけだったか、戦前の記録はありません。しかし、村内山林の一八・七％を占める東大演習林で、昭和七年に立木のまま業者に売った新炭材二万八一五八立方メートルと直営の製炭量五三トンを加えると、東

大演習林だけでも二五万俵もの炭が焼かれていたことになります。

大正九年、義三郎さんは、大血川流域で木炭生産を始めました。二二歳のときです。昭和一一年東大演習林の仕事を始めたときは、問屋の下請でしたがすでに焼子も一五人ほどいました。東大演習林ばかりでなく、村内のあちこちの山林を買い、炭を焼いていたようで、昭和一一年には森林組合所有の一〇〇町歩、昭和一八年に三峰神社社有林一〇町歩の製炭原木を買った記録などがのこっています。こうして義三郎さんは、問屋の下請の元締から、独立した元締になり、「年一二万俵は焼いた」（長男・友義氏）大元締めになったのです。農林大臣山崎達之輔から金杯を受け、表彰されたのも、そうした功績が認められたからでした。

〝元締〟といっても最初は問屋から請けた山、後には自分が求めた原木を追って山から山へと転々。原木のある山中に炭ガマと生活の本拠となる小屋を掛けて炭を焼き、その山が終るとまた次の山へという生活でした。

「間口二間に奥行き二～三間。屋根は杉皮なら上等、塩地・沢胡桃の皮。カベは杉は上等で枝やカヤ。敷物は炭俵。冬は一〇時間、夏は一四時間、春秋一二時間働いて夫婦二人で月三～四〇円」。『大日本山林会報』（昭二・五月号）にのった「炭焼く人々」のような生活でした。

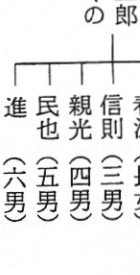
小河家が現在の栃本に落ちつくまでには、炭の材を求めて「一五、六回は家は変った」。（友義さん）といいます。山の中の小屋ですから、雪崩に襲われたこともあります。逃げると同時に四メートルもの雪の下に小屋が埋った（昭11）ということも――。医者も二〇キロは離れていて、坂道で医者を後から押す〝押し棒〟があったほどです。そうした中で炭は焼かれていました。

でも、大滝村全体が炭焼きで生活していたのではありません。長男は豆・イモ・養蚕などをやり、農閑期には山で働き、二、三男は主として山で働いていました。用材などの伐採をする人たちは、県境を越え長野や群馬に〝出稼ぎ〟に行っていました。「県境を越えて」といいますが、天領で栃本関所が設けられた大滝村です。むしろ長野・群馬の方が感覚的にも身近でした。だからこそ、一八八四（明治17）年の秩父事件は秩父と群馬、信州での決起ができたのです。

用材の伐採で村外に出ていく者以外は畑作に頼るほかほとんど炭焼きか、炭俵あみで生計をたてていました。東大演習林の中にも、富山方面から大きな材を割って炭を焼く〝新技術〟を持った人たちが住みつきました。その戸数は一五〇戸にも達した（東大演習林・桐村剛文部教官）と推定されます。

五六年三月に生徒数たった一人で閉校となった上中屋小学校も当時は二〇〇人を越える生徒がいたといいます。山中で炭を焼く父母の許を離れて就学する児童のため、当時は珍らしかった小学生の寄宿舎までありました。

東大演習林の元締の仕事にかかった昭和一一年には、友義さんが小学校を終え、義三郎さんの傍で働くようになります。



大滝村人口

年次	人口			世帯数
	男	女	計	
明20	1,118	1,106	2,224	415
大1	1,542	1,420	2,962	524
昭10	2,969	2,584	5,553	1,134
25	3,487	3,205	6,692	1,342
35	4,910	3,439	8,349	1,417
40	3,611	3,319	6,930	1,415
45	2,350	2,299	4,649	1,181
50	1,651	1,593	3,244	879
55			2,810	826

① 村勢要覧
② 55年は12月1日現在



六男・進さんの生まれた年は、小河家は二重の喜びを味わいます。長男・友義さんの結婚。一八歳の花嫁つねさんが家族に加わりました。しかし、新婚一一日目に友義さんは召集令状がきて中国へ出征。そのあとを追うように二男の善次さんにも召集がきて、満州（現中国東北地方）へ出征することになります。

「お産をして三日目にはもうカマ出し。山道も一二〇キロの炭俵を背負って運び出していた」元気者の義三郎さんの妻きくのさんが床についたのが進さんの生まれた翌年の一九年。以来一三年、きくのさんは床に伏したまま三一年に亡くなりますが、戦争による労働者不足をおぎなう産後のムリと食糧不足が頑健なきくのさんを蝕ばんだのです。戦争の黒い影が小河家をもすっぽり包みこんでしまいました。

夫を戦地に送り出した一八歳の新妻つねさんは「四時には山へ出て行くお父さんのために、朝二時には起きて食事づくり」。その上幼い義弟の面倒も炭を焼く傍でみました。山で働く労働者にミソ一貫、ショウ油一升と分けるのも〝元締〟の主婦の役目でした。

その小河家に、敗戦の年に信則さんが仕事に加わりました。その頃は、若い人は全部兵隊にとられ、五〇歳ぐらいの人が五人、請負で三人ほど。月産一〇〇〇俵ほどに生産は落ちていました。日本全体の炭の生産もピーク時の半分になっていました。

敗戦。しかし、友義さんが中国から帰ったのは二一年五月、善次さんがソ連から帰国したのは二二年六月。善次さんはソ連抑留のムリがたたって、義三郎さんと山へ行けるようになったのは二七年からでした。戦後の食糧不足が続き、「元締はヨモギをつんで食い、焼き子に米のメシを食わせた」という義三郎さんの美談が紹介されたのも二一、二年のこの頃。



病後の善次さんが山に入り帳場を預るようになった二七年に小河家は、現在の栃本へ本格的な家を建て移ります。炭材を追い転々としていた生活に別れを告げたのです。焼き子も四〇人、月産六〇〇〇俵の生産にまで回復していました。

時流

木炭生産状況

年度	生産量 千トン	稼動カマ数 千基	製炭従事者 千人
昭25	1,866	301	—
30	2,089	193	366
35	1,504	158	270
40	593	64	114
45	178	25	41
50	70	—	—
51	35		

林業統計要覧

この当時の大滝村の木炭生産は年一〇万俵（村勢要覧昭28年版＝民有林のみ）。小河家でその七割は焼いていたことになります。当時の埼玉県の炭の生産量が、三六万八〇〇〇俵（昭和25年）ですから、小河家の扱い高がどれほどかわかります。義三郎さんが炭を焼き始めて三二年、焼き子から、原木の手当も頼った問屋の下請の元締、自力の元締まで、正に裸一貫で築きました。「親父はきびしくて、こたつで横になることも許してくれなかった」（親光さん）「人とのつき合いなら一升でも飲んだが、自分では飲まなかった」（友義さん）という〝義三郎さ

大滝村の林産額

年度	素材 千㎥	立木 千㎥ 国有林	演習林	県有林	薪 千㎥	木炭 t	しいたけ 万円
35	47.0	18.0	14.2	3.9	3.1	300	16.6
40	41.2	29.0	25.2	3.9	2.3	100	287.5
45	43.8	23.0	10.4	5.9	0.5	27	714.9
50	42.3	3.0	1.0	47年伐採終了		28	1,351.3

註 ① 素材，薪，木炭，しいたけは民・村有林（村勢要覧）
② 国有林は35，40年度推定，薪用材込み（秩父署実行総括表）
③ 演習林は東大演習林で薪用材込み（桐村剛・秩父演習林史より推定）
④ 県有林は埼玉県庁調べ。

ん像〟が仕事一途で、小河家を築いた義三郎さんの姿を伝えています。

昭和二九年に新制中学を卒業した四男・親光さんはよそで一年車の運転を見習い、三〇年から小河家の仕事に入ります。三一年には小河家にニッサンの四トン半の車が入り、機械化の幕があきました。

この頃はまだトラックが珍しく、トラックに花嫁や花婿をのせたり、山で働く人が、五〇円ずつ出し合ってトラックで映画を見に行くということもありました。

その翌年一二月、小河薪炭有限会社が資本金一五〇万円で設立、会社としての炭生産に乗り出しました。

でも、東大演習林は三〇年一二月で、直用の製炭を止めます。石油コンロ、プロパンなど〝燃料革命〟は徐々に日本をおおい始めていました。炭の生産は三二年を戦後のピークにして急激な減少を見せますが、東大演習林の製炭中止は炭の行末を象徴するようなでき事でした。

三一年には五男・民也さんが山に入りました。この頃小河家の仕事は、炭焼は義三郎さんは続けていたものの、友義さんは文化マキに手を染めていました。つづいて紙パルプの原料となるチップ材の生産も始めました。〝燃料革命〟は炭や薪のような扱いにくい燃料からより扱いやすい燃料に移る―という必然性もありました。しかし、戦後、カラフトなど海外のパルプ材資源を失った日本の紙パルプ資本がようやく復興し、その原材料を国内の炭の原料だった広葉樹に求めていた時点とも一致するのです。

友義さんが炭から文化マキへ、そしてパルプ原料のチップ材へと転換したのもそうした時流からでした。「どうしようもならないうちは炭を焼いていた。愛着があって止められない。炭が売れなくなって仕方なくチップに変った」と当時のことを友義さんは語ります。

同じ燃料革命にあった石炭が、手厚い国家の保護（昭和38年の第一次石炭政策から、55年の第六次までの間に石炭スクラップ化に投じられた国家資金は一二〇五億八九〇〇万円）の中で撤退の道を歩んだのとは大きな違いでした。炭でも三六万人の働き手を抱えていたのだから―。本来国の政策とは、谷間の人びとに陽を当てるべきものなのでしたが、この時も林業へは国の手はさし伸べられないまま、事業主や労働者の犠牲のなかで燃料革命はすすんだのです。

三二、三年頃の小河林業所のチップ生産は月二〇〇〇立方メートルにも達しました。三二年には山にケーブルを張ってエンジンで木材をつり上げて運び出す集材機が入り、この年中学校を卒業した末っ子の進さんがその運転手として山に入りました。男兄弟六人が山で働く、小河家の〝最盛期〟でした。三五年には小型トラッ

木材チップ生産

年次	国内生産 千㎥	輸入 千㎥
昭38	2,831	12
40	3,531	270
45	8,280	5,031
50	10,171	11,340
53	7,645	13,116

林業統計要覧

大滝村就業人口

年次	総数 人	林業狩猟	鉱業
25	3,013	544	510
35	3,809	653	664
40	2,731	354	718
45	2,255	225	517
50	1,559	180	127

国勢調査

林業・狩猟業従事者（人）

年	男	女	総数
昭25	365,692	58,717	424,409
30	393,604	125,121	518,725
35	332,900	121,100	454,000
40	213,086	48,585	261,671
45	176,000	45,000	220,000
50	－	－	220,000

① 国勢調査結果（50年は総理府統計局の労働力調査結果）
② 各年とも10月１日

立木伐採材績

千㎥

年度	総数	用材	薪炭材	輸入
昭11	58,468	20,054	38,413	2,220
15	87,740	30,454	57,286	558
20	51,191	26,457	24,734	11
25	65,631	34,410	31,221	88
30	71,938	50,338	21,600	2,519
35	75,467	58,089	17,378	7,705
40	72,222	62,664	9,558	20,182
45	65,996	63,285	2,711	56,821
50	43,768			62,190

林業統計要覧
30年度以降は，輸入量は丸太換算したもの。
それ以前は不明

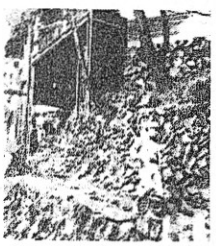
クが入り、三〇人いた山男たちを山へ運び、機動力は一層増し、この頃には製材機を山に持ち込み、枕木の生産も始めていました。

日本の木材伐採量は三六年の七九六一万立方メートルがピークになりますが、三六年一〇月には一般物価が三五六・三にたいし、木材・木製品は八一八・八に急騰（昭9～11年100）。河野農林大臣が国有林八〇〇万立方メートル、民有林と輸入材で一八〇〇万立方メートルの大増伐の号令をかけます。三四年には秩父営林署の秩父索道が完成、三カ年で二万二〇〇〇立方メートルの材を伐り出す計画がすすみ、奥秩父の〝開発〟が急ピッチで始まりました。

しかし、この〝開発〟は村外の大手業者が木材を一手に買い占める―という姿ですすみます。三七年に東大秩父演習林の立木を購入したいと申請した業者は一九人。そのうち、大滝村在住の業者はほぼ半分の九業者、しかし、村内業者の扱い金額は全体の一四%・六%にすぎません。圧倒的な零細業者なのです。それが四五年には全体の業者数は変りませんが、村内業者は六業者に減り、五二年には村内業者は二つになります。

今でも、林業立村という大滝村に製材工場が一つしかないことは、その頃の伐採された材木が、どれほど村外へ運び出されたかを物語っています。

その一方で、三〇年から荒川、大洞川を堰止める「二瀬ダム」（秩父湖）の工事が始まります。このダムは五四億円の巨費を投じ三四年に完成しましたが、水没地の伐採など木材高騰に加えた伐採も続きました。



離散

四〇年には、三五年に養子に行った親光さんが林業を離れます。兄弟の中で最初の転身です。村内で唯一のお土産といっていい養子先の「やへいまんじゅう」をつくるためでした。「結婚してから、まんじゅう屋の跡をつぐつもりだった」という親光さんは、「林業はそんなに大勢してやることでもない、先が見えてきたから」と当時を思い出していいます。

四一年にはチェンソーが小河林業所に入りました。大滝村では遅い方でしたが、これはチップなど小径木相手の仕事が多かったからでした。国内のチップ材生産は伸びつづけていましたが、四〇年には二七万立方メートルのチップ輸入が五年で二〇倍にも増え、四四年には、海外からのチップ輸入専用船は紙パルプ大手一〇社で二八隻にも達しました。生産量は伸びても、安い外国産チップとの競争に小河さんたちも巻き込まれるのです。

大型免許をとった六男の進さんは四二年に森林組合へ、四四年には西武バスへ転じました。「森林組合から『ぜひ』といわれて……。家と違う仕事もしたかったし……。」と進さんは小河家からの転身二号の弁を語っています。

大滝村にとって、林業の衰退についで、四三年には一九万九〇〇〇トンの鉄鉱石を掘り出し、国内で釜石鉱につぐ第二位の生産を上げた日窯鉱山が減産する事態になりました。村を支える二つの産業の柱がゆらいだのです。そうした中で秩父湖・奥秩父を抱える村が、観光に力を入れ始めたのも当然のなりゆきでした。こうして村内の民宿が四四年頃から始まりました。小河家も、四五年「民宿・ふるさと」の看板をかかげました。（現在大滝村の民宿は28軒）

四五年には民宿一軒当り四三八人だった宿泊者は四八年には一〇三六人になりましたが、年間の客の三分の一から四分の一は八月に集中。「民宿だけでは生活はできないもんね」とつねさんもいいます。

大滝村の伐採量は四〇年をピークにして下がり始めます。この頃（昭45）、大滝村をゆるがす大事件が発生しました。地元をふくめて三三業者が、東大演習林と国有林の払下げをめぐり談合した―という事件でした。大手業者に押えられていた中小零細業者が〝なんとかしたい〟というあせりがうんだ事件でしたが、不幸にも、小河林業所もその渦にまき込まれていきます。「原生林を伐る時も炭しか焼く力はなかった。原生林の用材木を買う力があったら」と五男・民也さんは唇をかみます。

四五年、現場で組関係の仕事をしていた三男・信則さんが秩父市の鉄工所へ―。四六年には五男・民也さんが東大演習林の常雇いとして出ていきました。四八年には帳面を預っていた

二男・善次さんが東京電力系の保守の仕事に転じ、小河林業は友義さん一人の肩にかかりました。友義さん五〇歳。

「栃本・荒川本流では木材の伐採をしなくなった。子供の教育もあるし、子供のそばにいてやりたかった」（信則さん）、「（林業は）大勢でやる仕事ではなくなった」（善次さん）というのが林業を離れた二人の気持でした。

この頃から、奥秩父の自然破壊―伐採についての世論が盛り上ります。朝日新聞の「奥秩父の原生林ピンチ」（45年5月27日）などの世論で、東大も、国有林も伐採を手控えていきますが、そうした中での兄弟の離散でした。

兄弟がそれぞれ林業を去った小河林業には、それでも一五～六人の人が働いていました。いまはそれも三人。友義さんの長男の義文さんは建設省に、三男二女の末っ子の達男さんは自動車会社に就職。友義さんの後継者はいません。「山里に老いて悔なし冬銀河」三年前の暮、友義さんは自分の気持をこう俳句に託しました。

会社の責任者といっても、働く人をのせて小型トラックで山へ行き、自分でもチェンソーを持ちます。「人を抱えていればムリして山を買い仕事をする。それでは赤字になる。間伐など頼みたい人は多い。成績を良くして地元の人に喜んでもらうことが大切」と説く友義さんです。いま一緒に働く仲間の一人は大学卒で教員免状を持った三三歳の若い人。夏は雁坂峠で山小屋の番人をし、そのほかのシーズンは小河林業で働きます。「今時珍しいよくできた若者」と友義さんは目を細めます。

しかし、こうした例は珍しいのです。大滝村の森林組合の作業班はたった一五人。平均年齢は五八歳。これでは村内の民有林の伐採で手いっぱいで造林までは手が廻りかねる状況なのです。

大滝村は五二年に事業費二億二〇〇〇万円をかける林業構造改善事業の指定を受けます。ついで五四年度には「奥秩父中核林業振興地域整備計画」の指定も受けます。しかし、労務面一つとっても、「都市労働者で定年退職した人を山に来てもらう以外にない」（大滝村森林組合・山中照夫参事）という実態なのです。

いま大滝村には滝沢ダムの建設が問題化しています。「ダムで四〇〇人は異動するでしょう。そのうち何人が村に残ってくれるか」（村企画課）という不安もあります。「水源地帯の者がなぜ東京などの水消費地の犠牲にならなければならないのか。山を見直して〝自然のダム〟森林の強化こそ必要」（山中照夫参事）という声もあります。

「山の仕事は地味。政府も力を入れない」（善次さん）、「山奥で二〇年厳しい寒さ雷雨の中で働いたことを考えればどんなことにも負けない」（信則さん）、「山で育った者には山がいい。たまにはトビを持って山でやってみたいこともある」（進さん）と林業を離れた兄弟はいまでも山仕事への〝望郷〟を語ります。

友義さんは、一昨年二月、久し振りに炭を焼きました。三五俵ガマを築き一五〇俵。「炭焼きは一生勉強。いくかま焼いても『これで十分』ということがない。だから夜中にでも、朝早くでもやる〝面白さ〟がある。だけどチップ材は切って売るだけだもんな」という友義さん。再び焼き始めた炭は、山仕事四五年の人生を確めるためだったかも知れません。「炭焼きぬ、かまのにおいに過去還えり」友義さんは、二二年振りのかまの煙をこう読みましたが、山にどっしりと根を下ろしている自分を炭ガマの煙にみたに違いありません。

山と共に生き抜いてきたその自信こそ、明日の林政展開を求める〝山の声〟でもあるのです。

× ×

ここ何回かの例会でテーマになった「山村と担い手」問題。その一つの実態をさぐる一つのルポをお届しようと思います。

編集部で少し暖めていたものなのですが、いまの山村とそこで働く人びとの一つの歴史をたどるものとして―。

この取材にあたっては小河家の皆様のほか東大演習村・大滝村・秩父営林署・森林組合などの御好意による資料を引用させていただきました。

編集部

切抜き森林・林政ジャーナル

〈地方新聞・この三ヵ月〉

4—6月

四月

■陸奥新報　「杉林など七ヘクタール焼く　三厩国有林で山火事」（13日）

十二日正午ごろ、三厩村の三厩国有林で山火事があり、午後五時現在杉林、ヒバなど約七ヘクタールを焼き、その後多少下火になったものの依然くすぶり続けている。幸い附近に民家がなく、影響は出ない見通し。

同日午前十一時四十五分ごろ、三厩村算用師地内の青函トンネル建設用宿舎附近から出火、このところのカラカラ天気で乾燥した山林に燃え移り、またたく間に三厩山国有林第二十二林班の杉林、二十一林班のヒバ林などに燃え広がった。火は一時手がつけられない状態で、県消防防災課は午後二時二十分、宮城県の航空自衛隊松島基地にヘリコプターの出動を要請、六機が飛来したが、日没で空からの消火活動は危険なため、この日は中止したが午後五時頃から下火になり延焼の心配はなくなった。

蟹田署の調べによると、原因は同郡今別町字中沢の解体業、岩城文錫さん（五八）が青函トンネル建設用宿舎プレハブの鉄骨を酸素バーナーで解体していた火花が乾いた草に燃え移ったもの。

■サンケイ大阪版　「主婦の寄金百万円で〝香の森〟　月桂樹など六二本　信太山青少年野外活動センター」（24日）

「みおつくしの鐘」に母の面影をしのんで昨年六月大阪市北区の主婦の寄せた善意が立派な森に生まれ変った。使途を検討していた市教育委員会が和泉市にある信太山青少年野外活動センター内に植物教材園「香の森」をつくったもので、日本中の香りの強い樹木や草花を植え、青少年の野外学習に役立てることにしている。

この主婦は北区西天満の和漢薬卸商才野光行さんの妻栄子さん（四六）。「みおつくしの鐘」が新庁舎に移されたさい、「わたくしにとっては〝母の鐘〟。夜ごと鳴り渡ったあの音色に鐘の募金運動に加わった亡き母の面影をしのんでまいりました」と手紙を添え、百万円の封筒を寄せた。

この森は約六百平方メートル、国内にある香り豊かな樹木や草花のヤマボウシやナナカマド、月桂樹、ボダイジュなど樹木が三十種、六十二本と山ユリ、キキョウなど十種、四十四株。市教委は「キャンプなどで訪れた市内の小・中・高校生らが一年中香りを楽しめる教材園にしたい」と〝愛の鐘〟が生み出した善意に感謝している。

■毎日新聞道東・北版　「日中友好スクスク　芽室12日に中国の松を植樹」（27日）

緑の週間が始まり、帯広営林支局管内でも各種行事が展開されているが、来月十二日、日中友好親善・育苗技術の交流を——と中国産の長白唐松と樺子松の植樹祭が芽室町の国見山自然観察教育林で行われることになり、中国札幌領事館や田本帯広市長ら官公庁、関係機関の代表約四百七十人が参加する。

中国産樹木の植栽は昭和十一年、上富良野町山部地区の東京大学演習林に植えられた長白唐松が十七本あるだけで、同支局では「立派に育って日中友好の輪が広がれば」といっている。

この苗木はいずれも四年生、五十四年十月に中国政府林業技術視察団七人が同営林支局を訪れ、植栽行政を観察したお礼に翌年春、種子が贈られたもので、同支局の苗畑で大事に育てて来た。植樹祭では自然観察教育林に千二百本が植えられる。

五月

■東奥日報　「焼け残った木あげます　南郷村火事いまも無残な姿手不足苦肉策」（15日）

焼け残った木をマキなどに利用しませんか——三戸郡南郷村は、先月二十七日の山火事で焼けた松や木を無料で払い下げることになった。といってもまだ樹令の若い三十年木以下に限ってのこと。

村役場のまとめによると南郷村は島守地区の山火事で民有林三百十五ヘクタールを焼失、被害額は三億九千四百五十万円に達した。焼けた木の内訳は松が全体の六〇％を占めて最も多く、杉は一五％、雑木類二五％となって

おり、材木にして二万六千七百立方メートルに上るとみられている。

島守地区ではすでに森林組合や山林所有者が利用価値の高い樹齢四十年から八十年ぐらいまでの松や杉の大木の伐採作業を始めている。しかし、樹令三十年以下のものはほとんど伐採されず、枝が枯れて黒く焼けただれたまま、無残な姿をさらしている。〝タダで払い下げる〟といえば聞こえはいいが、一挙に三百ヘクタール分の木を伐採するのは人手不足で無理なことから村当局が考えた苦肉の策。焼けた木は長い間ほっておくとマツクイ虫が発生する恐れもある。南郷村森林組合と村農林商工課は緑の山を取り戻すため、木の処分を急ぎ跡地に一日も早く植樹したいとしている。ところが焼けた木は無料だが、伐採や運搬は引き取る側の負担となる。

■岐阜日日　「白鳥町と契約調印　岐阜市の〝たずさえの森〟造林　六十年後に収益折半」（17日）

岐阜市が費用負担、郡上郡白鳥町が造林者となって行う分収造林事業「たずさえの森」の契約調印式がこのほど同町向小駄良の油坂スキー場上部所有林で行われた。六十年後に収益を折半する計画で、岐阜市は昨年、同郡高鷲村とも契約している。

たずさえの森は長良川で結ばれた岐阜市と郡上郡内七町村が緑を確保するために森林資源の造成を図り、造林事業を通じて友好を深めようと昨年五月から始まった。

この日、同郡林業振興大会を兼ねて調印が行われ、イトシロスギの苗約五百本を植樹、たずさえの森の標柱をたて分収造林事業のスタートを切った。今後、同町とたずさえの森四・〇二ヘクタールのうち、三・三ヘクタールにイトシロスギの苗木九千九百本を植樹するほか、既存のナラ、トチ、ブナ、ホウなどの広葉樹林帯〇・七二ヘクタールをそのまま残し、家具材などの利用を図って管理する。

六月

■備北民報　「緑の国土を大切に」新見営林署　実小児童に森林教室（11日）

「子供たちに森林の大切さを知ってもらおう」と新見営林署は十日、新見市千屋実の樋谷山国有林で森林教室を開き、実小学校の児童に木材の伐採、出荷作業を見学してもらった。

この森林教室は、同営林署が管内の国有林で毎年開いているもので、この日は同小の三年生から五年生までの児童二十八人が佐藤克人教頭や担任の先生に引率されて参加。標高七百㍍、四百四十六ヘクタールにも及ぶ同国有林の伐採現場で、まず同営林署の菅原光宏次長や皆木健事業課長から、きれいな水や空気をつくる森林の役目について説明を聞いた。

このあと、実際にリモコンチエンソーを使って五十年生のスギが倒されるようすや、集められた木材がローラーに乗せられ、玉切りされて、手際よくトラックに積み込まれるようすを見学した。

千屋地区は林業が盛んな所だが、実際の伐採現場を見たことのない児童がほとんどで、児童たちはメモをとりながら熱心に説明を聞き、作業の人数や木材の行き先などを質問していた。

■河北新報　「大津波、砂防林も〝えじき〟に」数千本がバタバタ　百万本、根腐れの恐れ　秋田県北部（21日）

日本海中部地震の直撃を受けた秋田県北部の海岸一帯で、約九十四ヘクタールの海岸砂防林が津波の被害に遭い、約百万本の黒松に根腐れの心配が出ていることが砂防林を管理する秋田営林局と秋田県の調査で分かった。この調査は、最終的なものでなく、被害は今後増えるのだ。

被害が最も大きかったのは、環境庁から「飛砂防備兼保健保安林」に指定されている能代市落合の大開浜国有林の約四十ヘクタール。

能代営林署の調べによると地震直後、高さ約八㍍の津波が、同国有林の作業道を五百㍍逆流し、一瞬のうちに林を一飲みにした上、臨海保養地となっている能代温泉街のホテルや保養所などに床上浸水の被害を与えた。

津波の引いた林内は、各所に亀裂、陥没が起こり、樹齢十五年と二十五年の黒松四十万本が、塩分の強い津波にもまれ、このうち数千本が倒木している。このほか林内の低地の約四ヘクタールが、水深約二㍍の沼となり、同署は仮排水路を作って二日掛かりで海水を吐き出した。一方、能代、入森、八竜、峰浜など一市二町一村の海岸砂防林約六百三十七ヘクタールのうち百四十二ヘクタールが直撃を受け、五十四ヘクタールが大開浜国有林と同様の被害を受けている。

会の動き

第9回幹事会（6月25日）

出席者(敬称略)隅谷、大野、神足、杉本、志村、田中、萩野

報告事項

1. 次の入会希望者について承認（敬称略）
   倉田益二郎（農大教授）
   片野　健吉（秋田大学教授）
   村山多七郎（秋田県民謡協会副会長）
2. 秋田県地方シンポジウムの経過

協議事項

1. 8月例会について(第3回)（第7回評議員会予定）
   開催時期　8月20日(土)・21日(日)
   場　　所　群馬県上野村
   討議テーマ　山村問題（担当・大野幹事）
   問題提起者　学者、行政、ジャーナリスト、林家などから選定
   現地調査　20日を予定、高崎線新町に集合、バスで現地へ
   参加者　希望者
2. 10月例会について(第4回)（第10回幹事会）
   開催時期　10月1日（土）　13時30分
   場　　所　東京都港区赤坂　三会堂ビル7F　大日本山林会会議室
   討議テーマ　自然環境と森林（有害鳥獣と林業）（担当・志村幹事）
   問題提起者　学者、林家、行政
3. 関西地方シンポジウム開催について
   開催時期　11月23日
   場　　所　大阪、京都、奈良、神戸などで
   討議テーマ　国民の森林を考える
   開催要領　（担当・半田幹事）
   地方シンポジウム開催日の前日現地視察、調査。具体的細部について、担当幹事、事務局、現地側とで準備をしつつ第7回評議員会で協議する。
4. 出版企画について
   部会討議、例会、地方シンポジウム、座談会等をとり入れた刊行物の出版を来春総会までに仕上げる。次回にテーマ・スケルトン提出。(担当事務局長)
5. 第2回総会について
   開催日時　84年2月25日　都内
   総会準備のための幹事会、評議員会開催を次のとおり予定する。
   第11回幹事会、第8回評議員会を84年1月21日（土）開催。なお、次期総会で、定例総会であると同時に、前項の出版記念及び提言的内容を含むアピール採択をめざして準備する。このための担当幹事を次回評議員会で決める。
6. 会員拡大及び賛助会員拡大の具体的とりくみは10月、11月の期間に集中することとし、具体的内容を次期評議会で協議する。
7. 会報No.6の企画（省略）

第7回評議員会（8月20日）

時・場所　群馬県上野村（旅館・新月）当日現地調査、翌日例会

出席者(敬称略)　隅谷、大野、志村、田中、黒澤、近藤、土田、遠山、松澤、萩野(オブ宮口、北村、内山)

報告事項

1. 8月例会について　2.その他

協議事項

1. 10月例会について
   (1)開催時期、(2)場所、(3)討議テーマ(前回決定通り)
   (4)問題提起者　羽田　健三（信州大学教授―当時接渉中後に出席不可能となる）
   黒木　三郎（早稲田大学教授）
   長谷川　堯（環境庁鳥獣保護課長）
   なお、当日16時から幹事会を予定（会場は例会と同じ）
2. 関西地方シンポジウムの開催について
   半田幹事担当で、中川藤一氏も含め、現地打合せ（8月2日、9日）の結果、大綱次のような要領ですすめることとしている。
   (1) 開催時期　11月23日（水）休日
   (2) 開催場所　大阪市
   (3) 討議テーマ　「国民の森林を考える」を継続して主題とし、サブテーマとして――木の文化――を掲げ、森林・林業問題に接近する。
   (4) 記念講演　小原二郎氏（千葉工業大学

教授）

(5) 開催要領

① シンポジウム開催前後に、木工製品の展示、苗木を街頭で配る。森林公園、製材、木工関係工場等の見学。森林に親しむ会等の行事を企画する。

② 主催を国民森林会議とし、現地実行委を構成する。その構成は、半田幹事を代表とし、地元財界から頴川五郎氏5委員に各界をもうらする形で構成する。これには、県（府）、営林局、業界代表などもこれに加える。

③ 総合司会を中川藤一氏とする。

④ パネラーなど具体的実施方法、内容等については、以上のことを骨子として、現地実行委準備会で協議（8月29日予定）し、その内容を10月1日の幹事会にはかる。

●講読会員の拡大のお願い

森林・林業など人間環境をめぐる関心が高まっている時、国民森林会議がおこなう提言が注目されています。会議の運営は会費と誌代でまかなわれていますが、この重大な仕事のお手伝いをする仲間を広めて下さい。

●会費・誌代の納入について

。会費　三〇〇〇円　会員誌代　二〇〇〇円
。講読会員誌代　三〇〇〇円
（いずれも年額）

郵便振替口座　東京2―70096

なお、事務簡素化のため、振替口座、銀行振込の場合には当方の領収書の発行を省略させていただいています。

国民の森林を考える関西シンポジウム

―木の文化―

11月23日(祝)12時半から
新大阪駅下　コロナホテル会議室
（☎06・323・3151）

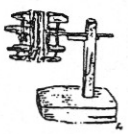
〈記念講演〉
小原二郎千葉工大教授

〈パネラー〉
野村降哉氏（京大木材研究所）
辻井正氏（大阪オモチャライブラリー）
真砂典明氏（林業家）

〈総合司会〉
中川藤一氏

□当日会場で木工芸品の展示・即売、森林・林業のパネル展もおこないます□

編集後記



○……今月もインタビューやら例会でいろいろな先生方のお話を聞く機会にめぐまれました。「音は時間をかけてつくる」と話された伊福部先生の言葉は、森林の育成ともつながりその道の奥義をきわめた方の言だけに印象に残りました。二時間近いお話を一ページに収める非力が嘆かわしい。

○……関西のシンポジウムの準備で関西へ通うことも多くなりました。なんとか「木の文化を」と熱っぽく語られる、関西の先生方の意気に圧倒されるような八月二九日の準備会の夜でした。（利）

森林の未来を憂えて

――国民森林会議設立趣意書――

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同とご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林
1983年秋季号
第6号

■発　行　1983年10月1日
■発行責任者　隅谷三喜男
■発行所　国民森林会議
東京都港区赤坂1-9-13
TEL 03(583) 2 3 5 7
振替口座 東京2-70096
■定　価　1,000円（〒共）
（年額 3,000円）